

平成25年

# 泉州南消防組合議会第1回臨時会会議録

平成25年 2月13日 開会

平成25年 2月13日 閉会

泉 州 南 消 防 組 合 議 会

# 平成25年 泉州南消防組合議会第1回臨時会会議録

## 目 次

### ○第1日（平成25年2月13日）（水）

○議事日程	1
○出欠議員	2
○説明員職員氏名	2
○職務のために出席した職員氏名	2
○本会議の会議事件	2
○会議録署名議員	3
○開会・開議	3
○南臨時議長着席	3
○管理者挨拶	3
○議席の指定	5
○会議録署名議員の指名	5
○議会議長の選挙	5
指名推選	5
辻野議長挨拶	5
○辻野議長着席	6
○議会副議長の選挙	6
指名推選	6
白間副議長挨拶	6
○会期の決定	7
○議案第1号上程	7
泉州南消防組合議会会議規則の制定について	7
白間議員・提案説明	7
質疑	7
討論	7
採決	7
○議案第2号上程	7
泉州南消防組合議会傍聴規則の制定について	7
南議員・提案説明	8
質疑	8
討論	8
採決	8
○専決報告第1号上程	8
根来理事報告	8
質疑	9

採決 .....	9
○專決報告第 2 号上程 .....	9
根来理事報告 .....	9
質疑 .....	10
採決 .....	11
○專決報告第 3 号上程 .....	11
根来理事報告 .....	11
質疑 .....	11
採決 .....	11
○專決報告第 4 号上程 .....	11
根来理事報告 .....	11
質疑 .....	12
採決 .....	15
○專決報告第 5 号上程 .....	15
根来理事報告 .....	15
質疑 .....	15
採決 .....	15
○專決報告第 6 号上程 .....	15
根来理事報告 .....	15
質疑 .....	16
採決 .....	16
○專決報告第 7 号上程 .....	16
根来理事報告 .....	16
質疑 .....	16
採決 .....	16
○專決報告第 8 号上程 .....	17
根来理事報告 .....	17
質疑 .....	17
採決 .....	17
○專決報告第 9 号上程 .....	17
根来理事報告 .....	17
質疑 .....	18
採決 .....	18
○專決報告第 10 号上程 .....	18
根来理事報告 .....	18
質疑 .....	18
採決 .....	18
○專決報告第 11 号上程 .....	19
根来理事報告 .....	19
質疑 .....	19
採決 .....	19

○專決報告第 12 号上程	19
根来理事報告	19
質疑	20
採決	23
○專決報告第 13 号上程	23
根来理事報告	23
質疑	24
採決	24
○專決報告第 14 号上程	24
根来理事報告	24
質疑	24
採決	24
○專決報告第 15 号上程	25
根来理事報告	25
質疑	25
採決	25
○專決報告第 16 号上程	25
根来理事報告	25
質疑	25
採決	27
○專決報告第 17 号上程	27
根来理事報告	27
質疑	27
採決	27
○專決報告第 18 号上程	28
根来理事報告	28
質疑	28
採決	28
○專決報告第 19 号上程	28
根来理事報告	28
質疑	29
採決	30
○專決報告第 20 号上程	30
根来理事報告	30
質疑	31
採決	31
○專決報告第 21 号上程	31
根来理事報告	31
質疑	31
採決	31
○專決報告第 22 号上程	31

根来理事報告	31
質疑	32
採決	32
○専決報告第 23 号上程	32
根来理事報告	32
質疑	32
採決	32
○専決報告第 24 号上程	32
根来理事報告	33
質疑	33
採決	33
○専決報告第 25 号上程	33
根来理事報告	33
質疑	33
採決	33
○専決報告第 26 号上程	33
根来理事報告	34
質疑	34
採決	34
○専決報告第 27 号上程	34
根来理事報告	34
質疑	34
採決	34
○専決報告第 28 号上程	35
根来理事報告	35
質疑	35
採決	35
○議案第 3 号上程	36
監査委員選任についての同意を求めることについて	36
千代松管理者・議案説明・選任同意	36
○議案第 4 号上程	36
監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについて	36
千代松管理者・提案説明・選任同意	37
○議案第 5 号から 7 号上程	37
公平委員会委員選任についての同意を求めることについて	37
千代松管理者・提案説明・選任同意	37
○議案第 8 号上程	39
泉州南消防組合職員の再任用に関する条例の制定について	39
根来理事・提案説明	39
質疑	39
討論	39

採決	39
○議案第9号上程	39
泉州南消防組合職員共済会条例の制定について	39
根来理事・提案説明	39
質疑	40
討論	40
採決	40
○議案第10号上程	40
泉州南消防組合条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例の制定について	40
根来理事・提案説明	40
質疑	41
討論	41
採決	41
○議案第11号上程	41
泉州南消防組合消防賞じゅつ金支給条例の制定について	41
根来理事・提案説明	41
質疑	41
討論	42
採決	42
○議案第12号上程	42
泉州南消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について	42
根来理事・提案説明	42
質疑	42
討論	42
採決	42
○議案第13号上程	43
泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の制定について	43
根来理事・提案説明	43
質疑	43
討論	43
採決	44
○議案第14号上程	44
泉州南消防組合行政財産使用料条例の制定について	44
根来理事・提案説明	44
質疑	44
討論	44
採決	44
○議案第15号上程	45
泉州南消防組合職員等の定年等に関する条例の制定について	45

根来理事・提案説明	45
質疑	45
討論	45
採決	45
○議案第 16 号上程	45
泉州南消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 の制定について	45
根来理事・提案説明	45
質疑	46
討論	46
採決	46
○議案第 17 号上程	46
泉州南消防組合災害派遣手当に関する条例の制定について	46
根来理事・提案説明	46
質疑	47
討論	48
採決	48
○議案第 18 号上程	48
泉州南消防組合消防手数料条例の制定について	48
根来理事・提案説明	48
質疑	49
討論	49
採決	49
○議案第 19 号上程	49
泉州南消防組合火災予防条例の制定について	49
根来理事・提案説明	49
質疑	49
討論	50
採決	50
○議案第 20 号上程	50
泉州南消防組合議会の議員及びその他非常勤の職員の公務災害補償等に 関する条例の一部を改正する条例の制定について	50
根来理事・提案説明	50
質疑	51
討論	51
採決	51
○議案第 21 号上程	51
平成 24 年度泉州南消防組合一般会計予算	51
根来理事・提案説明	51
質疑	52
討論	53

採決	53
○議案第 22 号上程	53
平成 25 年度泉州南消防組合一般会計予算	53
根来理事・提案説明	53
質疑	55
討論	60
採決	60
○閉会	61



泉州南消防組合議会第1回臨時会第1日

(2月13日)

# 平成25年 泉州南消防組合議会第1回臨時会（第1日）

平成25年2月13日（水）

## ○第1日の議事日程

日程第 1			議席の指定
日程第 2			会議録署名議員の指名
日程第 3	選 挙	第 1 号	議会議長の選挙について
日程第 4	選 挙	第 2 号	議会副議長の選挙について
日程第 5			会期の決定
日程第 6	議 案	第 1 号	泉州南消防組合議会会議規則の制定について
日程第 7	”	第 2 号	泉州南消防組合議会傍聴規則の制定について
日程第 8	専決報告	第 1～28 号	専決処分事項の承認を求めることについて
日程第 9	議 案	第 3 号	監査委員選任についての同意を求めることについて
日程第 10	”	第 4 号	監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについて
日程第 11	”	第 5 号	公平委員会委員選任についての同意を求めることについて
日程第 12	”	第 6 号	公平委員会委員選任についての同意を求めることについて
日程第 13	”	第 7 号	公平委員会委員選任についての同意を求めることについて
日程第 14	”	第 8 号	泉州南消防組合職員の再任用に関する条例の制定について
日程第 15	”	第 9 号	泉州南消防組合職員共済会条例の制定について
日程第 16	”	第 10 号	泉州南消防組合条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例の制定について
日程第 17	”	第 11 号	泉州南消防組合消防賞じゅつ金支給条例の制定について
日程第 18	”	第 12 号	泉州南消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
日程第 19	”	第 13 号	泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の制定について
日程第 20	”	第 14 号	泉州南消防組合行政財産使用料条例の制定について
日程第 21	”	第 15 号	泉州南消防組合職員の定年等に関する条例の制定について
日程第 22	”	第 16 号	泉州南消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
日程第 23	”	第 17 号	泉州南消防組合災害派遣手当に関する条例の制定について

日程第 24	〃	第 1 8 号	泉州南消防組合消防手数料条例の制定について
日程第 25	〃	第 1 9 号	泉州南消防組合火災予防条例の制定について
日程第 26	〃	第 2 0 号	泉州南消防組合議会の議員及びその他非常勤の職員の 公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について
日程第 27	〃	第 2 1 号	平成 2 4 年度泉州南消防組合一般会計予算
日程第 28	〃	第 2 2 号	平成 2 5 年度泉州南消防組合一般会計予算

---

○議員定数 1 5 名

出席議員 1 5 名

辻野 隆成	新田 輝彦	岡田 昌司	南 良徳
河部 優	大森 和夫	東 小夜子	仁部 順行
田島 乾正	反保 多喜男	佐古 員規	白間 泰男
見本 栄次	有岡 久一	楠部 徹	

---

○説明員職員

管理者	千代松 大耕	副管理者	向井 通彦	副管理者	福山 敏博
副管理者	中西 誠	副管理者	原 明美	副管理者	田代 堯
会計管理者	溝口 治	理事	根来 芳一	理事	竹内 寛二
理事	北川 悟	理事	辻川 壽則	理事	小戸 輝明
参事	花枝 岩夫	参事	矢野 英雄	参事	小西 良昭
参事	中山 均	参事	芝野 太一	参事	久保 文雄
参事	奥上 文二				

---

○職務のために出席した職員

理事	松藤 忠直	主幹	南川 智春	主査	北谷 守
主査	尾上 昌明				

---

○本会議の会議事件

- ◇泉州南消防組合議会会議規則の制定について
- ◇泉州南消防組合議会傍聴規則の制定について
- ◇専決処分事項の承認を求めることについて
- ◇監査委員選任についての同意を求めることについて
- ◇監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについて
- ◇公平委員会委員選任についての同意を求めることについて
- ◇泉州南消防組合職員の再任用に関する条例の制定について
- ◇泉州南消防組合職員共済会条例の制定について
- ◇泉州南消防組合条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例の制定について
- ◇泉州南消防組合消防賞じゅつ金支給条例の制定について
- ◇泉州南消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

- ◇泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の制定について
- ◇泉州南消防組合行政財産使用料条例の制定について
- ◇泉州南消防組合職員の定年等に関する条例の制定について
- ◇泉州南消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- ◇泉州南消防組合災害派遣手当に関する条例の制定について
- ◇泉州南消防組合消防手数料条例の制定について
- ◇泉州南消防組合火災予防条例の制定について
- ◇泉州南消防組合議会の議員及びその他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ◇平成24年度泉州南消防組合一般会計予算
- ◇平成25年度泉州南消防組合一般会計予算

---

### ○地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員

東 小夜子                      見 本 栄 次

---

#### 会 議 の て ん ま つ

開会（10時00分）

事務局（松 藤 忠 直君）本日は泉州南消防組合設立後、初めて開催される議会でございますので、いまだ議長のご決定はいたしておりません。

したがいまして、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員さんに臨時議長の職務を行っていただくこととなっております。よって、本日の出席議員中、泉南市議会から選出の南議員様に臨時議長の職務を行っていただきたいと存じます。

それでは、南議員様、よろしくお願いいたします。

臨時議長（南 良 徳君）皆さん、おはようございます。

ただいまご指名をいただきました南でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、甚だ僭越ではございますが、議会議長の選挙が終了いたしますまで臨時議長を務めさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

---

臨時議長（南 良 徳君）ただいまより平成25年泉州南消防組合議会第1回臨時会を開会いたします。

議員定数15名中、出席議員15名でありますので、会議が成立いたしました。

日程に先立ちまして、管理者からご挨拶を申し上げたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

管理者、千代松大耕君。

管理者（千代松 大耕君）おはようございます。

泉州南消防組合管理者の千代松でございます。発言のお許しをいただきましたので、謹んでご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私とも何かとご多忙の折、平成25年泉州南消防組合議会第1回臨時会にご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日ここに本消防組合の平成25年度予算案を初め関係諸議案のご審議をお願いするにあたり、

議員の皆様のご理解とご協力をお願いするものでございます。

さて、2年前の平成23年1月7日に泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町及び泉佐野市で消防広域化協議会を立ち上げて以来、これまでその円滑な推進に格別のご支援、ご協力を賜り、昨年の11月14日には大阪府知事から消防組合設立の許可をいただき、そのことを受け、3市3町の12月定例会におきまして、組合規約の一部変更や24年度組合予算に関する補正など、それぞれの議会でご承認をいただきましたことも含め、今日までご理解とご協力を賜っておりますことに、改めて厚くお礼を申し上げます。

本臨時会には議案22件、専決報告28件を提出させていただいており、また議員発議となる議案が2件ございますが、内容につきましては後ほど説明をさせていただきます。

どうぞよろしくご審議をいただきまして、ご採決賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

---

臨時議長（南 良 徳君） それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の一覧のとおりであります。初めての議会で議案も多いことから、議事日程について事務局から朗読させます。

松藤理事。

事務局（松 藤 忠 直君） それでは、議事日程について報告させていただきます。議事日程表に基づいて報告いたします。

日程第1、議席の指定、日程第2、会議録署名議員の指名、日程第3、選挙第1号 議会議長の選挙について、日程第4、選挙第2号 議会副議長の選挙について、日程第5、会期の決定、日程第6、議案第1号 泉州南消防組合議会会議規則の制定について、日程第7、議案第2号 泉州南消防組合議会傍聴規則の制定について、日程第8、専決報告第1から28号 専決処分事項の承認を求めることについて、日程第9、議案第3号 監査委員選任についての同意を求めることについて、日程第10、議案第4号 監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについて、日程第11、議案第5号 公平委員会委員選任についての同意を求めることについて、日程第12、議案第6号 公平委員会委員選任についての同意を求めることについて、日程第13、議案第7号 公平委員会委員選任についての同意を求めることについて、日程第14、議案第8号 泉州南消防組合職員の再任用に関する条例の制定について、日程第15、議案第9号 泉州南消防組合職員共済会条例の制定について、日程第16、議案第10号 泉州南消防組合条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例の制定について、日程第17、議案第11号 泉州南消防組合消防賞じゅつ金支給条例の制定について、日程第18、議案第12号 泉州南消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、日程第19、議案第13号 泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の制定について、日程第20、議案第14号 泉州南消防組合行政財産使用料条例の制定について、日程第21、議案第15号 泉州南消防組合職員の定年等に関する条例の制定について、日程第22、議案第16号 泉州南消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、日程第23、議案第17号 泉州南消防組合災害派遣手当に関する条例の制定について、日程第24、議案第18号 泉州南消防組合消防手数料条例の制定について、日程第25、議案第19号 泉州南消防組合火災予防条例の制定について、日程第26、議案第20号 泉州南消防組合議会の議員及びその他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第27、議案第21号 平成24年度泉州南消防組合一般会計予算、日程第28、議案第22号 平成25年度泉州南

消防組合一般会計予算、以上でございます。

---

臨時議長（南 良 徳君） それでは、まず日程第1、議席の指定についてを議題といたします。

議席の指定につきましては、ただいま着席のと通りの議席を指定したいと思います。  
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（南 良 徳君） ご異議なしと認めます。

よって、議席の指定につきましては、ただいま着席のとおりといたします。

---

臨時議長（南 良 徳君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

地方自治法第123条第2項の規定により、本会の会議録署名議員として7番、東小夜子君、13番、見本栄次君のご両名を指名いたします。

よろしくお願ひいたします。

---

臨時議長（南 良 徳君） 次に、日程第3、選挙第1号 議会議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（南 良 徳君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（南 良 徳君） ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法については、臨時議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議長に辻野隆成君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名しました辻野隆成君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（南 良 徳君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました辻野隆成君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました辻野隆成君が議長におられますので、告知をいたします。

この際、辻野隆成君より発言の申し出がありますので、これを許可します。

辻野隆成君。

議長（辻 野 隆 成君） 皆様、おはようございます。

発言のお許しを得ましたので、一言議長就任のご挨拶を申し上げます。

ただいま全議員の皆様方のご推挙を賜り議長に選任いただきましたことは、身に余る光栄で

ございます。この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。

今後は組合議会運営につきましては、皆様方のご指導を得まして、この大役を果たしたく存じますので、どうか温かいご支援、ご協力をお願いいたします。

簡単措辞ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

臨時議長（南 良 徳君）以上をもちまして、私の臨時議長としての職務が終了いたしましたので、これより議長を交代させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

---

議長（辻 野 隆 成君）それでは、議事を進行させていただきます。

日程第4、選挙第2号 議会副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻 野 隆 成君）ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻 野 隆 成君）ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法については、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に白間泰男君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました白間泰男君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻 野 隆 成君）ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました白間泰男君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました白間泰男君が議場におられますので、告知いたします。

この際、白間泰男君より発言の申し出がありますので、これを許します。

白間君。

副議長（白 間 泰 男君）皆様、おはようございます。

発言のお許しを得ましたので、一言副議長就任のご挨拶を申し上げます。

ただいま議長のほうからご指名をいただきました白間泰男でございます。

微力ではございますが、皆様方のご協力、ご指導を仰ぎながら、副議長の職務を全うしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、就任のご挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（辻野隆成君）おめでとうございます。

---

議長（辻野隆成君）次に、日程第5、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は、本日より2月22日までの10日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は10日間と決定いたしました。

---

議長（辻野隆成君）次に、日程第6、議案第1号 泉州南消防組合議会会議規則の制定についてを議題といたします。

提案者、白間泰男君より、提案の説明を求めます。

白間君。

（白間泰男君）それでは、ただいま上程されております議案第1号 泉州南消防組合議会会議規則の制定につきまして、私のほうから提案理由の説明をいたします。

本案は地方自治法第292条において準用する同法第120条の規定に基づき、議会運営に関し必要な事項、すなわち組合議会の秩序維持、議員の規律等について定めようとするものでございます。

規則の内容といたしましては、構成市町6団体の議会会議規則の内容にほとんど差異はなく、また組合のほかの例規が泉佐野市の例規におおむね準じていることから、泉佐野市議会規則を参考としまして、当組合議会に必要な事項を定めたいため、今回上程するものでございます。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（辻野隆成君）これより質疑に入ります。

ご質疑の点ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第1号 泉州南消防組合議会会議規則の制定についてを採決いたします。

議案第1号 泉州南消防組合議会会議規則の制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）挙手全員であります。

よって、議案第1号 泉州南消防組合議会会議規則の制定については、原案どおり可決されました。

---

議長（辻野隆成君）次に、日程第7、議案第2号 泉州南消防組合議会傍聴規則の制定に



ついてを議題といたします。

提案者、南良徳君より提案の説明を求めます。

(南 良 徳君) それでは、ただいま上程されております議案第2号 泉州南消防組合議会傍聴規則の制定につきまして、私から提案理由の説明をいたします。

本案は地方自治法第292条において準用する同法第130条第3項に基づき、傍聴手続、議場における規律等、泉州南消防組合議会の傍聴に関して必要な事項を定めるものでございます。

規則の内容といたしましては、標準議会傍聴規則に準じた泉佐野市議会傍聴規則を参考としたものであり、また組合の他の例規が泉佐野市の例規におおむね準じていることから、泉佐野市議会傍聴規則を参考とし、当組合議会に必要な事項を定めたく、今回上程するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長(辻 野 隆 成君) これより質疑に入ります。

ご質疑の点ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(辻 野 隆 成君) ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(辻 野 隆 成君) ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第2号 泉州南消防組合議会傍聴規則の制定についてを採決いたします。

議案第2号 泉州南消防組合議会傍聴規則の制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(辻 野 隆 成君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号 泉州南消防組合議会傍聴規則の制定については、原案どおり可決されました。

---

議長(辻 野 隆 成君) 次に、日程第8、専決報告第1号から第28号までの専決処分事項の報告についてを議題といたします。

まず、専決報告第1号について、提案者の報告を求めます。

根来理事。

理事(根 来 芳 一君) それでは、第1回臨時会でご審議いただきます議事につきましては、議事日程のとおりでございますけれども、まず日程第8、専決報告のうち第1号から第27号までが各種条例について、そして第28号が平成24年度泉州南消防組合一般会計暫定予算ということになっておりますので、順次報告させていただきます。

なお、各種条例につきましては、泉州南消防組合の設立時に必要な条例であることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分させていただいたもので、同条第3項により、本日、議会のご承認を求めますのでございます。

また、泉州南消防組合は新たな地方公共団体となることから、地方自治法及び地方公務員法などの委任規定に基づきまして多くの条例を制定しなければなりません、基本的には泉佐野

市の条例に準拠し作成させていただいておりますので、内容に変更がないものについては、時間の関係上、詳細説明を簡略化させていただきますことをまずご了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、専決第1号 泉州南消防組合公告式条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書25ページをお開き願います。

この条例は、地方自治法第16条の規定に基づき、条例の制定もしくは改廃に関する住民への公布のための公告方法について定めたものでございます。

第2条は、条例の公布要領について規定したもので、公布の方法は、組合の事務所の掲示場に掲出するものとしております。なお、掲示場はこの消防本部玄関前の掲示板としております。

第3条は、規則についての準用について規定したものでございます。

第4条は、規程の公表について定めたものでございます。

第5条は、その他の規則及び規程の公表について定めたものでございます。

第6条は、施行期日の特例について定めたものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

説明は以上のとおりでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（辻野隆成君）報告は以上のとおりです。

ただいまの報告につきまして、ご質疑なりご意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これより採決いたします。

専決報告第1号の専決処分事項の承認を求めることについては、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）挙手全員であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

次に、専決報告第2号について、提案者の報告を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君）それでは、専決第2号 泉州南消防組合泉州南広域消防本部及び消防署の設置に関する条例制定につきましてご説明申し上げます。

恐れ入れますが、議案書29ページをお開き願います。

本条例の制定理由につきましては、消防組織法第10条において消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定めることとされているため規定するものでございます。

第2条においては、消防本部及び消防署の設置に関する規定でございます。

第3条は、消防本部の名称及び位置に関する規定であり、名称につきましては、泉州南広域消防本部、位置については泉佐野市りんくう往来北1番地の20で、この建物の3階部分が消防本部の事務所となるものでございます。

第4条は、消防署の名称、位置及び管轄区域に関する規定でございます。管轄区域につきましては、組合を構成する現泉佐野市消防本部、泉南市消防本部、熊取町消防本部、阪南岬消防組合消防本部の管轄区域をそのまま引き継ぐものとして規定しております。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものとしております。

説明は以上のとおりでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（辻野隆成君）報告は以上のとおりです。

ただいまの報告につきまして、ご質疑なりご意見等ございませんか。

大森君。

（大森和夫君）消防本部は総務課、予防課、警備課に分かれるということによろしいですか。

あと、消防本部の経営者は本部長ということになって、各消防署の責任者は消防署長という名称の呼び方でいいんでしょうか、その点いかがでしょうか。

議長（辻野隆成君）根来理事。

理事（根来芳一君）おおむねそのとおりでございますけれども、消防本部の消防長は本部長ではございませんので、消防長でございます。消防署は署長でございます。

よろしく願いいたします。

議長（辻野隆成君）大森君。

（大森和夫君）消防本部には泉佐野以外の3課、除いた3消防署の職員さんもこちらのほうに派遣されてくるというそんな形の運営になっていくんでしょうか。各課の課長なんかは、これから決めるということなんでしょうけれども、4消防署の中の割合とか配置とかいうのは何かおおむね考えておられるのか、そんなんは特別関係なくやるのか、その点はどんなふうに考えておられるでしょうか。

議長（辻野隆成君）根来理事。

理事（根来芳一君）消防の広域化の最大のメリットは、皆様もご承知のとおり、組織のスリム化ということでございます。通信、また本部組織といったところ、4つあるものを1つにするというようなことですので、スリム化を図ります。消防本部の事務ということになりますと、従来の元団体の4消防本部のいわゆる本部組織の人員がこちらの新しい泉州南広域消防本部に来ていただいて事務を統括して行くと。消防署の組織については、従来の形で出動体制とか変えず、そのままの体制で臨みたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（辻野隆成君）大森君。

（大森和夫君）消防本部のほうには、他の3消防署の職員さんらも派遣されてくるのかということと、それから消防本部には課長、課が3つ置かれるんですけども、もしくは派遣されて3消防署から来る場合はそういう例えばここは泉南の人、熊取、阪南岬から1人とか、そんな割り振りみたいなことは考えておられるのかということ。

議長（辻野隆成君）根来理事。

理事（根来芳一君）先ほど説明させていただいたことなんですけれども、いわゆる各本部でおる総務課、予防課、警備課、それぞれあるんですけども、そこの本部の要員がこちらへ来ていただくと、割合等の一定というのはございません。これから人事配置をしていくわけなんですけれども、その辺は今、ほかの3消防本部の消防長さんもおられます。私を含めて4名で4月1日を迎える人事配置をする中で、割合という一定はなくて、必要な方をここへ来ていただくというようなことでございます。

議長（辻野隆成君）ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようにございますので、これより採決いたします。

専決報告第2号の専決処分事項の承認を求めることについては、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）挙手全員であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

次に、専決報告第3号について、提案者の報告を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君）それでは、専決第3号 泉州南消防組合の休日に関する条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書35ページをお開き願います。

本条例の制定理由につきましては、地方自治法第4条の2において地方公共団体の休日は、条例で定めることとされているため規定させていただくものでございます。

第2条の組合の休日につきましては、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始の休日と規定しており、これは地方自治法の規定する休日と同様とさせていただいております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成24年11月14日から適用すると規定させていただいております。

説明は以上のとおりでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（辻野隆成君）報告は以上のとおりです。

ただいまの報告につきまして、ご質疑なりご意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようにございますので、これより採決いたします。

専決報告第3号の専決処分事項の承認を求めることについては、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）挙手全員であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

次に、専決報告第4号について、提案者の報告を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君）専決第4号 泉州南消防組合職員定数条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書39ページをお開き願います。

本条例第1条では、定義を定めており、職員とは一般職に属するものと規定しております。

第2条は、職員の定数に関する規定で、消防職員は394人としております。なお、消防業務を開始する平成25年4月1日での消防職員の実数は361人となっております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成24年11月14日から適用するとさせていただきます。

説明は以上のとおりでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（辻野隆成君）報告は以上のとおりです。

ただいまの報告につきまして、ご質疑なりご意見等ございませんか。

大森君。

(大 森 和 夫君) 冒頭にも国の基準というか、短くいえばそういうことだと思うんですけども、国の基準で4消防署、全部足せば651人の定員であると、それが実際実員というのは361名で、ここの定数394にも満たない数ということは、東日本大震災でも、やっぱりこの署員の皆さんの献身的な仕事が被害を防止したり、その後の活動なんかで非常に励みになったという新聞記事も見erんですけども、この差が大きすぎるというのは、ちょっと問題が大きすぎると思うので、その点どう考えているのか。昨日のお話でしたら、できるだけスリム化してそういう効果を上げていってふやしていきたいというふうなこともありましたけれども、具体的な増員のスケジュールなんかが見通しあるのか、それについてお答えください。

それと、正職員の数ということでおっしゃったんですけども、そのほかの任期職員とかの数もわかればお答えください。

議長(辻 野 隆 成君) 根来理事。

理事(根 来 芳 一君) 職員数の件につきましては、昨日の議員全員協議会でもお話しさせていただいたとおりで、30数名ほど定数までございますけれども、これにつきましては大森議員ご指摘のとおり、本来的には定数ということになりますけれども、やっぱり消防の広域化というのが最大の目的であるスリム化ですので、現状の4消防本部をあわせた中でスリム化してその分を現場へおろすというようなことで、現状のおおの消防本部の消防力よりも基本的には充実されると、そして一災害についても、消防力の投入も増というようなことになりますので、当分の間はこの状況で推移するのかなと。将来的にわたってかということではなくて、将来的には今後4月1日結成以後、採用計画、職員定数計画をつくっていききたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長(辻 野 隆 成君) 小西参事。

参事(小 西 良 昭君) ただいま大森議員からのご質問の内容の中で、臨時職員の数につきましてご質問がございました。今のところ再任用職員をこの25年4月1日付で4名予定してございます。泉佐野を退職されます4名の方のうち3名、また阪南岬様のほうで本年度再任用の職員の方が1名おられますので、その4名の方を4月1日付で泉州南の再任用職員として採用する予定でございます。

以上です。

議長(辻 野 隆 成君) 大森君。

(大 森 和 夫君) 広域消防にあたって、初めの提案のときのこういう消防運営計画案を見せていただくと、協議会での検討に基づく基本方針では361人としているが、実員は365人と基本人員を満たしており、退職等云々という文章があるんですけども、この365と361の違いというのは、そういうその他職員の数を入れた365ということなのか、ちょっとこの説明も含めてお答えがほしいのと、国の基準とこれだけ差があると、6割ぐらいかな、国の基準に比べて今の実員の数が、この数字だけを見ると、それは余りにも乖離が大きいので心配なんですよ、現状でも。それをもうちょっとこういう乖離でも本当にいけるのかという心配に対してどうなんですかね。今まで問題はなかったと、国の基準はどんな基準で決めているのかということすら疑問になってくるんですよ。国の基準のほうがかさすぎるのか、それとも、その点はどうか。

議長(辻 野 隆 成君) 根来理事。

理事（根来 芳一君）まず、1点目のご質問なんですけれども、運営計画では365名といたしておりますけれども、その運営計画は府へ提出する関係で、その時点では365名でございました。この4月1日から開始するにあたって。ところがそれ以後、退職者が4名という実数が出ましたので、361名ということになったものでございます。

それから、2点目につきましては、国の消防力の整備指針、これは通達でございまして、法ではございません。ですからそれに沿って採用計画を立ててくださいという指針でございます。確かに国の示す基準とは乖離しておりますけれども、これにつきましてはこの地域だけに限ったところではございません。全国的に見ましても、その国の整備指針よりも相当下回っておるというようなところが多くあります。とはいつて、少ないからいいというものではございません。確かに国の基準につきましては、消防車は1台5人乗りなさいとか、それから兼務は基本的にはだめやとか、いろんな我々にとっては考えられないような形で指針を定められております。現状、4消防本部では消防車1台に3人とか4人とかいうような形で乗車しておりますので、それで最大限、分隊長とか、機関とか、運転する者とか、隊員とかおるんですけれども、兼務、兼務の形で仕事をしておりますので、何とか回っておるというような状況ですので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（辻野 隆成君）大森君。

（大森 和夫君）この同じ運営案の上の部分に配置人数は広域化により現有の消防力が減少され、住民サービスの低下を招くことは住民の理解を得られないものであるという泉州南ブロックの消防広域化協議会での検討結果が示されたもので、広域化時点では現有の消防力を維持することを原則とするというふうに書いているんですけれども、実際は365名から361名に4名減って、この4名減った数で平成25年度もこの数でいくということになれば、ここで言うている人数を維持していくということにはあたらぬ結果になっていると思うんです。その点は見解はどうなんですか。

議長（辻野 隆成君）根来理事。

理事（根来 芳一君）確かに運営計画の365名で運営していくのが通常なんですけれども、先ほど言いましたように、退職者が急に出了というふうなことであります。そしてその4名減の中で住民サービスに低下を招くというふうなことになるというふうなご指摘ですけれども、そうではなくて、基本的には各消防署、実働部隊というふうに理解していただいたらいいんですけれども、火災救急救助にいく部隊の隊というのは人数的にも減らしておりません。きちっと現状の隊を維持しながら、その4名分につきましては、本部機能のほうで当面の間、辛抱してそこで事務をこなしていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（辻野 隆成君）有岡君。

（有岡 久一君）先ほど根来消防長、当分の間、この人数でいくと、こういうふうに言われていました。それはそれでいいんです。当分の間というのはどうか分かりませんが、この人数の中、当分何年か先か分かりませんが、出張所なり分署なり、できてもこの人数で対応できると、こういうことで理解しておいてよろしいですか。

議長（辻野 隆成君）根来理事。

理事（根来 芳一君）運営計画にも出ておりますけれども、やっぱり広域化のもう一つのメリットは、署所の適正配置によって現場到着時間の短縮を図るというのが大きな課題でございます。したがって、署所の適正配置ということで、その運営計画にも入れておりますけれ

ども、阪南さん、岬さんの中間あたりに一つ署所ということで、消防署か出張所になるかわかりませんが、その辺を配置したいというように考えております。そしてその人員についてはどうするんやということになるんですけれども、統廃合という形の中で、その人員をそちらのほうへ回したいというように現状では思っております。

ですから、確かに重複する部分もあるんです。どういうふうな形で消防の配置を考えているかといいますと、先ほども言いましたように、消防力の整備指針の中で、端的に言いますと、半径2キロの円で、これはなんで2キロやといいますと、119番かかって、通報を聞いて、消防車が現場へ到着するその時間を5分が救急で8分が消防車というようなものがございまして、それを距離で出しますと、半径2キロの円というような形になるんです。それを管内を円で埋め尽くして行って、足りない部分が消防力が欠けているというような判断をしていくんですけれども、今言ったようなところで、阪南岬さんのところで大きく欠けている部分があるので、そこへ署所を配置する、人員については先ほど言ったとおりで、統廃合というような部分をもっていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（辻野隆成君）田島君。

（田島乾正君）今ちょっと関連でお尋ねしたいんですけども、今署所の部分について、現在マイナス33減の職員が足りない、その中で統廃合で人員を確保すると。統廃合して人員確保したら、どうしてもいずれかが結局人員が足りないようになると思うんですけども、先ほどスリム化、スリム化と言うているんですけども、広域化するということは、スリム化よりも効率化を求めてやっていただかないと、やはり何のために広域をされるのかということですので、その点については余り触れないんですけども、岬の署所の分について、やはりこの署所を立ち上げるについて、過去からいろんなご苦勞をされて、そして一応署所ということを決めていただいたんですから、やはり統廃合して人員を確保するよりも、当然人員を確定しておかなければならないと思うんですよ。その部分について、もう一度ちょっとお考えをご答弁、できたら。

議長（辻野隆成君）根来理事。

理事（根来芳一君）確かに議員ご指摘のとおり、署所をつくる時はまず人員ということになるかというように思います。私、スリム化というような言葉を使っておりますけれども、今おっしゃられたように、当然効率化というほうが正しいかもわかりません。ですから、その人員が全てそちらのほうへ回せるかという、そうでないかもわかりません。したがって4月1日から、そのあたりの署所の立ち上げの検討委員会等をつくった中で、どうしても割けない、いわゆる人員不足になるという点につきましては、管理者、副管理者にお願いさせていただいて、その人員の増ができればよろしいかなと、今のところは思っているところでございます。

以上でございます。

議長（辻野隆成君）田島君。

（田島乾正君）これは以前からの約束ですので、署所を設置すると、約束ですから、箱物をつくって中身がなかったら意味せんことになりますので、ひとつ岬としてもお願いしたいです。なぜかという、先ほどレスポンスタイム、受信から現着までの間を救急の場合は5分と、消防の場合は8分ということで、岬にとってはまだまだ道路が整備されていないということで、恐らくレスポンスタイムというのは遅れると思うんです。ということで、やはり優先的に、や

はり署所を決定、位置づけていますんやから、人員も伴った配置をしていただかないと、かように思いますので、ひとつ要望だけ申し上げておきます。

議長（辻野隆成君）ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これより採決いたします。

専決報告第4号の専決処分事項の承認を求めることについては、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）挙手全員であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

次に、専決報告第5号について、提案者の報告を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君）専決第5号 泉州南消防組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書43ページをお開き願います。

本条例は、地方公務員法第27条及び第28条で、分限の手続及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか条例で定めなければならないと規定されていることから、本条例を制定するものでございます。

第2条は、降任、免職及び休職の手続に関する規定でございます。

第3条及び第4条は、休職の効果に関する規定でございます。

附則といたしまして、第1項では公布の日から施行するとしております。また、経過措置として、第2項におきましては、組合を構成する元団体で行われた休職に伴う期間については、組合においても通算するとしてしております。

第3項におきましては、施行日前に行われた分限処分については、施行日以降は組合で行われた処分と見なす旨の経過措置を定めたものでございます。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（辻野隆成君）報告は以上のとおりです。

ただいまの報告につきまして、ご質疑なりご意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これより採決いたします。

専決報告第5号の専決処分事項の承認を求めることについては、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）挙手全員であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

次に、専決報告第6号について、提案者の報告を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君）それでは、専決第6号 泉州南消防組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書47ページをお開き願います。



本条例は、第1条の趣旨に記載のとおり、地方公務員法第29条に規定されている懲戒の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、条例で定めなければならないと規定されていることから条例制定させていただくものでございます。

第2条におきましては、懲戒の手續について規定しております。

第3条及び第4条におきましては、減給及び停職の効果について規定いたしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとし、経過措置として、組合を構成する元団体において行われた懲戒処分の手續及び効果については、施行日以降も組合において行われた手續及び効果と見なす旨の経過措置を定めたものでございます。

第3項におきましては、減給の効果の適用については、元団体の条例の例によるものと規定しているものでございます。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（辻野隆成君）報告は以上のとおりです。

ただいまの報告につきまして、ご質疑なりご意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これより採決いたします。

専決報告第6号の専決処分事項の承認を求めることについては、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）挙手全員であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

次に、専決報告第7号について、提案者の報告を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君）それでは、専決第7号 泉州南消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書51ページをお開き願います。

本条例につきましては、地方公務員法第31条におきまして、職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならないと規定されていることから、条例制定するものでございます。

第1条では、趣旨を定め、第2条では、サービスの宣誓は宣誓書への署名を規定いたしております。第3条は、規則への委任について定めております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成24年11月14日から適用するものとしております。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（辻野隆成君）報告は以上のとおりです。

ただいまの報告につきまして、ご質疑なりご意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これより採決いたします。

専決報告第7号の専決処分事項の承認を求めることについては、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(辻野隆成君) 挙手全員であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

次に、専決報告第8号について、提案者の報告を求めます。

根来理事。

理事(根来芳一君) それでは、専決第8号 泉州南消防組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例制定について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書55ページをお開き願います。

地方公務員法第35条におきましては、職員の職務専念義務を規定しておりますが、その免除については条例で定める必要があるため、本条例を制定するものでございます。

第2条では、職務に専念する義務の免除の内容について規定させていただいており、(1) 研修を受ける場合、(2) 厚生についての計画の実施に参加する場合、(3) 前2号に規定する場合を除くほか、任命権者が定める場合とさせていただいております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(辻野隆成君) 報告は以上のとおりです。

ただいまの報告につきまして、ご質疑なりご意見等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(辻野隆成君) ないようでございますので、これより採決いたします。

専決報告第8号の専決処分事項の承認を求めることについては、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(辻野隆成君) 挙手全員であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

次に、専決報告第9号について、提案者の報告を求めます。

根来理事。

理事(根来芳一君) それでは、専決第9号 泉州南消防組合職員の勤務時間に関する条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書59ページをお開き願います。

本条例は、地方公務員法第24条の規定に基づき、組合職員の勤務時間に関する規定を定めるものでございます。

第2条では、勤務時間について規定しており、1週間あたりの勤務時間は、泉佐野市における勤務時間と同様に38時間45分と規定しております。

第3条では、勤務を要しない日として、日曜日及び土曜日を定めるとともに、第2項では、任命権者が勤務時間を割り振るものとしております。

第4条では、勤務を要しない日の振り替えについて規定しております。

第5条では、1日の勤務時間が6時間を越える場合は45分、8時間を越える場合は1時間の休憩時間についての規定を定め、第6条では、時間外勤務代休時間についての規定を定めております。

第7条では、非常勤職員の勤務時間について規定しております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

経過措置といたしまして、第2項では、組合を構成する元団体においてなされた承認、手続その他の行為は、この条例に相当の規定によりなされたものとする旨の経過措置を設けております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（辻野隆成君）報告は以上のとおりです。

ただいまの報告につきまして、ご質疑なりご意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これより採決いたします。

専決報告第9号の専決処分事項の承認を求めることについては、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）挙手全員であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

次に、専決報告第10号について、提案者の報告を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君）それでは、専決第10号 泉州南消防組合職員の休日及び休暇に関する条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書65ページをお開き願います。

本条例制定につきましては、地方公務員法第24条第6項におきまして、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定めることと規定されていることから、組合職員の休日、休暇に関して必要な条例を制定するものでございます。

第2条におきましては、職員の休日を規定しており、第3条におきましては、職員の休暇として、普通有給休暇、病気休暇及び特別有給休暇と規定いたしております。

附則といたしまして、公布の日から施行し、平成24年11月14日から適用するとしております。

また、経過措置といたしまして、第2項では、本条例の施行前に元団体においてなされた承認、手続及びその他の行為につきましては、この条例の相当の規定に基づきなされたものとみなす旨規定いたしております。また、第3項では、継続採用された職員の普通有給休暇の日数については、現に有する日数とするとともに、繰越の休暇日数についても、元団体の日数を保証するという経過措置を定めております。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（辻野隆成君）報告は以上のとおりです。

ただいまの報告につきまして、ご質疑なりご意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これより採決いたします。

専決報告第10号の専決処分事項の承認を求めることについては、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）挙手全員であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

次に、専決報告第11号について、提案者の報告を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君）それでは、専決第11号 泉州南消防組合職員の育児休業等に関する条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書69ページをお開き願います。

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、条例で必要なことを規定しているものでございます。

第2条では、育児休業法に基づき任期付採用職員及び定年による退職の特例により採用された職員は育児休業をすることができない職員と定めております。

次に、71ページをお開き願います。

第9条におきましては、育児休業した職員の職務復帰後の給与の号給調整に関する規定を定めているものでございます。

第10条は、育児休業をした者の退職手当に関する規定を定めております。

次に、72、73ページをお開き願います。

第11条は、育児短時間勤務をすることができない職員に関する規定を定めており、第15条には、育児短時間の承認の取消し事由について定めております。

次に、74ページ、75ページをお開き願います。

第17条には、育児休業法第17条の条例で定める、止むを得ない事情及び職員への通知について規定しております。

第20条、第21条、第22条及び第23条は、部分休業に関する規定を定めております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものとし、経過措置といたしまして、施行日の前の元団体の規程によりなされた承認、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなし、育児休業の期間等は通算する旨規定いたしております。

説明は以上のとおりです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（辻野隆成君）報告は以上のとおりです。

ただいまの報告につきまして、ご質疑なりご意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これより採決いたします。

専決報告第11号の専決処分事項の承認を求めることについては、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）挙手全員であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

次に、専決報告第12号について、提案者の報告を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君）それでは、専決第12号 泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書79ページをお開き願います。

まず、消防広域化協議会で協議された結果におきまして、組合で制定する条例は、泉佐野市

の条例に準拠することを基本とすることとされたことから、給与条例につきましても準拠することとしております。ただし、組合の人件費総額は、平成23年度の人件費総額を大きく上回らないこととされている中で種々調整したところ、泉佐野市においては職員給与の8%独自減額が行われており、このまま適用することとなると泉佐野市以外の消防本部職員においては、年間所得が激減となることから、その対応といたしまして、泉佐野市が行っている8%減額措置の終期である平成27年3月31日まで泉佐野市消防職員は泉佐野市の給与条例、その他の市町の消防職員は、元団体の給与条例により現給を保障するものとして、必要な経過措置を本条例に盛り込んでおります。その結果といたしまして、人件費総額につきましては、平成23年度各消防本部の人件費の総額範囲内におさまっております。

また、84ページ、第14条の地域手当につきまして、泉佐野市の給与条例では6%となっておりますが、本条例においては、泉佐野市以外の市町の地域手当に合わせて3%といたしております。ただし、通勤手当等とあわせて、平成27年3月31日までは元団体の地域手当及び通勤手当等によるものとの経過措置を定めております。

その他につきましては、冒頭ご説明させていただきましたとおり、泉佐野市の給与条例に準じた形としております。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものとし、経過措置につきましては、先ほど申し上げましたとおり定めております。

ご説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（辻野隆成君）報告は以上のとおりです。

ただいまの報告につきまして、ご質疑なりご意見等ございませんか。

大森君。

（大森和夫君）同じ4つの消防署を一つにまとめて、その中で職員の給料が4通りあるということなんですよ。これはちょっと理解できないし、何とか調整して同じにすべきだというふうに思うんです。こんな話ないと思うんです。ちょっとさっき聞いたのでは、消防本部については4つの消防署の職員が皆さん寄ってくるわけでしょう。その方が同じ係か何か役職におって、元団体におって給料の差があるなんていうことはあってはならないと思うんですよ。こんなことはないんですか。消防長の給与と各消防署の署長の給与でいうたら、署長の給与のほうが高くなるかというようなことはないのかとか、例えば泉佐野の課長とどこかの課の係長と比べたら、年齢のことなんかがあったら係長のほうが高くなることあるとか、そういう決め方というのは、ここ何とか、共産党はずっと広域化には反対してきましたけれども、するならここを何とかクリアして、低いほうに合わせるのいいのかわかりませんが、できたら高いほうに合わせるべきだとは思いますが、ちょっとこれはどうも納得いかないんですけれども、その点どうなんですか。そういう4通りもある例なんていうのは、ほかはあるんですか、全国的に見て。どうですか。

議長（辻野隆成君）小西参事。

参事（小西良昭君）ただいま大森議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、4消防本部で差があつて、職員にとって不利益ではないかというようなお言葉もちょっとあつたかと思うんですけれども、今回の方法論につきましては、どこの給与条例に合わせるかということについてまず論議がされています。当然4つの消防本部の給与表そのままということではできませんので、一つの給与表を作成しなければならないと。そのような中で、泉佐

野市に合わせていくのがいいのではないかという前提のもとに、ただ泉佐野市の給与表でいきますと、現在平成27年3月31日までは8%の減額措置がされているような状況でございます。その措置を他の消防本部さんも全て適用しますと、やはり年収でかなりの減額ということになります。そういうことでは、職員の皆様にとっては不利益ではないかということで、泉佐野の職員につきましては、その8%は当然引き継いでいかなければ、それを8%をもとに戻すということになりますと、逆に泉佐野の職員にとっては有利になってしまうのではないかというように、泉佐野の職員は8%減額、その他の職員につきましては、それを適用せずと、適用しないとなった場合に、どのような給与表に基づいて支給するかということに戻るわけなんですけれども、それはやはり職員皆様の年収での給料の確保ということを前提に、今まで生活されてきた生活に大きな変化を来さないという職員のためを考えての元団体での給与表適用という形でいかせていただいているところでございます。

ただ、当然のことながら、大森議員の言われるとおり、このまま給与表が4つあったままでいくのかということのご質問につきましては、これはやはり条例上もおかしいということになりますので、27年3月31日までの2年間につきましては元団体での支給をさせていただくと、その後、27年4月1日以降は泉州南の今回の条例に基づきまして皆様の給料を支給するということになるものでございます。

27年4月までに何とかならないのかということのご質問もあったかと思うんですけれども、それにつきましては、先ほど申し上げた8%減額が一応今のところ27年3月31日までの時限立法ということになってございますので、それ以降は8%がなくなりますので、皆さん一緒の給与表での支給ということになります。その際は泉南様、また阪南岬様、そして熊取町様の職員の皆様につきましては、新組合の給与表に基づいた格付け作業を現在行っていますので、それに基づいた給与表ということで支給させていただくと。この格付けにつきましても、年収ベースでの給料の確保ということをさせていただいているところでございます。

以上です。

議長（辻野隆成君）大森君。

（大森和夫君）答えてもらっていないことがあります。例えば、ここの消防本部やったら4つの元団体から来るわけやから、同じ職務であっても給料の差があるなんていうことはおかしいやろうし、消防長で消防署も署長も違うわけでしょう、同じ消防署という仕事をしながら、消防署長という仕事をしながら。ひょっとしたら消防長より署長のほうが高いということだって出てくる可能性もあるわけでしょう。ないんですかね、それは絶対ないと言えるんですかね。そういうことは矛盾として、それは調整が難しかったというお話もよくわかりますよ。けれどもそういう矛盾が残ったままですってということについてはどうなんですかね、その点。

議長（辻野隆成君）小西参事。

参事（小西良昭君）大森議員のご質問の内容にお答えさせていただくんですけれども、基本的に差がないというんですか、逆転することはないというふうに考えております。

まず、各本部様の給与表の内容ですけれども、熊取様と泉佐野は7級表、またその他の消防本部様は8級表、例えばうちの消防長は7級表での部長級となります。また、阪南岬様も当然8級表で部長級ということになるんですけれども、その内容でいきますと、今回の部長級としての給料という形での支給というのは変わりませんので、内容的に大きな変化はないと。ただ、当然年齢給ということもございますので、その辺のところでは単に消防長が年上の方で、年下の方が署長ということであれば問題ないと思いますけれども、年齢給という形でいきましたら、

署長が例えば年齢の高い方で、消防長がもし年齢の低い方ということになりましたら、年齢給に応じての給料支給ということになりますので、そういう意味では逆転することがあるという形でご理解いただきたいと思います。

議長（辻野隆成君）大森君。

（大森和夫君）そういう可能性がないことはないんですよ。それはそういう逆転、年齢のこともあるかもしれませんが、普通じゃないようなことがあって、これは各自治体から独立して、それで広域ということで消防署をつくったわけですよ。だからそういう泉佐野の人が例えば8%削減されているけれども、署員の方がされているけれども、広域化するために、例えば引き上げを4%にしてみようとか、8%削減やめてみようとか、それが独立して一つの広域化ということをつくるということやから、それは元団体の、元自治体の影響を受けて給与体系がばらばらなんていうことは、ほかのところの広域化しているところはこういうことはあるんですか。その点どうなんでしょうか。

議長（辻野隆成君）花枝参事。

参事（花枝岩夫君）ただいまの件ですけれども、1点目、ご理解いただきたいのが、まず広域化されたところ、当然仮に4つあっても、5つあっても、私も他の広域化されたところを調べましたけれども、やはり給与については一定の経過措置を設けた上で、そして最終的に合わせていくという形になっております。

この基本的な考え方なんですけれども、いきなり合わすと、例えば人件費の大幅なアップ、それは問題が当然これは各理事者サイド、そして議員さんの皆様にもおわかりだと思うんですけれども、そこら辺は問題があると、だから要は2年をかけて最終的に合わせていくんだと、その中で協議会の時点で管理者、副管理者様からいただいた言葉は、消防職員は火災現場へ行くから、モチベーションを下げることのないようにということで提案をいただきました。そうすると、いきなり合わせてしまうと、例えば減給となる方ももしかしたら出るかわかりません。だからそのモチベーションを下げないように、2年間の中で現給保障をしながら移行をしていくんだと、これは他市の組合の状況を見ても、条例の取り扱いについては、先ほど私どもの消防長の理事から申し上げていますように、各種の条例においては全て経過措置が当然出てきておりますので、給与の取り扱いについても当然経過措置が出てくると。その根拠はモチベーションを現場に行く消防職員だから、モチベーションを下げないようにして2年間最終的に合わすということですので、その趣旨については、どうかご理解をいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（辻野隆成君）大森君。

（大森和夫君）僕が言っているのは、泉佐野の8%減に合わせたら、ほかの人が大幅に下がると、それはそういうことでモチベーション下がるなら、そういうやり方はやめたらいいと思うんです。ただ、泉佐野の場合は特別な財政的な理由があったと思うんですけれども、8%減になる。本来よりも下げられているんですから、8%減を多すぎるということで、ほかのところでは受け入れられへんのやから、それを受けられるようなことにしてみようとかいうようなことを含めて、モチベーションを下げるようなことはもちろんせえと言っているわけではないんです。ただ、同じ消防本部で、同じ課で、同じ課長であっても違うようなことがあれば、それはそういうことでモチベーションの違いが出てこないかという心配とか、それから消防署ごとの違いが出てくるとか、それは経過措置あるやろうけれども、決して下げるためのことを言っているのではないんで、ここでいえば泉佐野を全て中心にしているから、泉佐野がそれな

りの見本となるようなところやから、8%でなければ、僕は別に問題なかったと思うんですよ。だからそういうふうな形のことのできたんじゃないかというふうに思っているわけですよ。

議長（辻野隆成君）花枝参事。

参事（花枝岩夫君）1点申し上げますけれども、8%ということだけの数字が上がっておりますけれども、確か泉南さんも何%かのカットがあつて、これも管理者、副管理者サイド、私どもも含めて、広域化になったときに確におっしゃる節に、団体かわかりません。ところが、元団体の職員から見れば、突然給料が上がるんかというようなことも出てきております。当然そういうようなことも出てきます。だから先ほど8%の議論が出ていますけれども、泉南さん、確か数%、今カットしていると思うんですけれども、それも同じ形でいくということで、ちょっと泉佐野の8%だけが問題になっているんですけれども、そうではないということだけはご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（辻野隆成君）白間君。

（白間泰男君）確認の意味でちょっとお伺いいたします。

84ページの地域手当でございますけれども、先ほど泉佐野が5%、他市町が3%というお話で、その3%を一応私としてはお聞きしたいのは、固定化するのか、それとも変動していくのか、その辺の確認と、それとその考えに至った経緯、その辺のお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（辻野隆成君）小西参事。

参事（小西良昭君）今のご質問にお答えしたいと思います。

まず、固定化するかどうかにつきましては、3%での固定化となっております。またこれの3%にした経緯につきましては、泉佐野市では6%でございます。他の市では3%、これにつきましては、地域手当は国基準でいきますと3%から10%の範囲内で、その地域実情に応じて制定しなさいと。協議会の中でも、地域によって変わるのであれば、組合の中でも複数の例えば3%、6%の地域があつてもいいのではないかというような論議もございましたが、そうしますと1の組合の中の職員が勤務地が変わることによって地域手当が変わることはいかがなものかというような経緯の中でいろいろ種々調整させていただいた結果、3%ということになったものでございます。

以上です。

議長（辻野隆成君）ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これより採決いたします。

専決報告第12号の専決処分事項の承認を求めることについては、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（辻野隆成君）挙手多数であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

次に、専決報告第13号について、提案者の報告を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君）それでは、専決第13号 泉州南消防組合職員等旅費条例制定についてご説明申し上げます。



恐れ入りますが、議案書105ページをお開き願います。

この条例は、公務で旅行する職員及び職員以外の者に対して支給する旅費に関して必要な事項を規定したものでございます。

第3条から第5条までに、旅費の支給、出張命令に関する規定を定め、第6条から第13条までに旅費の種類とその種類ごとの詳細を規定いたしております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものといたしております。

経過措置として、施行日以前の旅費については、組合設立前の元団体の旅費条例に基づく旨規定いたしております。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（辻野隆成君）報告は以上のとおりです。

ただいまの報告につきまして、ご質疑なりご意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようにございますので、これより採決いたします。

専決報告第13号の専決処分事項の承認を求めることについては、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）挙手全員であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

次に、専決報告第14号について、提案者の報告を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君）それでは、専決第14号 泉州南消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例制定について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書117ページをお開き願います。

この条例は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関し必要な事項を定めたもので、泉佐野市の条例に準拠させていただいております。

第2条では、工事または製造の請負については、予定価格1億5,000万円以上、また第3条では、財産の取得または処分は、予定価格2,000万円以上のものについては、それぞれ議会の議決を必要とする旨規定しており、これらの金額は、地方自治法第96条に規定された内容に応じて定めさせていただいております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとさせていただいております。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（辻野隆成君）報告は以上のとおりです。

ただいまの報告につきまして、ご質疑なりご意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようにございますので、これより採決いたします。

専決報告第14号の専決処分事項の承認を求めることについては、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）全員挙手であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

次に、専決報告第15号について、提案者の報告を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君）それでは、専決第15号 泉州南消防組合の財産の交換、譲渡、無償貸与等に関する条例制定について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書121ページをお開き願います。

この条例は、組合が保有する財産のうち、普通財産の交換、譲渡、無償貸与等について必要な事項を定めるために制定するものでございます。

この条例の内容については、泉佐野市に全て準拠させていただいております。

第2条から第4条までにつきましては、普通財産の交換及び譲与または減額譲渡について、並びに無償貸付または減額貸付について規定し、第5条から第7条までは、普通財産と同様に物品についての規定を定めております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものといたしております。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（辻野隆成君）報告は以上のとおりです。

ただいまの報告につきまして、ご質疑なりご意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これより採決いたします。

専決報告第15号の専決処分事項の承認を求めることについては、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）挙手全員であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

次に、専決報告第16号について、提案者の報告を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君）それでは、専決第16号 泉州南消防組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書127ページをお開き願います。

この条例制定にあたり、議長、副議長及び議員の報酬につきましては、泉州南ブロック消防広域化協議会におきまして、先例となる一部事務組合の報酬金額を参考に種々検討され、第1条に規定する金額が決定されたものでございます。

また、第3条では、費用弁償について規定しており、旅費は泉州南消防組合職員等旅費条例に基づくものとさせていただいております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとさせていただいております。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（辻野隆成君）報告は以上のとおりです。

ただいまの報告につきまして、ご質疑なりご意見等ございませんか。

見本君。

（見本栄次君）ただいまご説明いただきましたけれども、私たち阪南岬消防組合というこ

とで、私も議員に当選させていただいて、その消防の組合の設立には参加しなかったわけですが、いろいろ見ております。そういう中で、今回正副議長さんが各地方議会、あるいは市議会のほうから皆さん方で協議いただいてこういうふうな結果になったというふうに聞いております。

町議会の方は正副議長さんがおられておりますので、その経緯はよくわかっておると思うんですけども、我々阪南市議会に関しては、議長さんがいらっしゃいますけれども、あとの2名の議員はそれには参加しておりませんので、ちょっとそのあたりのどういうふうに至ったか、協議されたかというふうなものを詳しく説明していただきたいと思うんです。

というのは、この議案書を見させていただきましたら、16号で日額というふうになっていまして、後に出てきます議案第27号の管理者、副管理者が月額というふうになっているので、これは我々議員が日額であって、管理者、副管理者も日額というのであれば、そういうふうなあれなんだと、議長が我々市議会の中で、協議会の中でこういうふうなことになりましたというような報告があったときに、その管理者の報酬云々という話は出てこなかったと思うんです。だからちょっと違和感を感じているんです。ここが月額であって、後に出てきます27号が月額というふうな方針の中で管理者、副管理者があれば、何も違和感もないわけなんですけれども、そのあたりの説明をよろしくお願いいたします。

議長（辻野隆成君）奥上参事。

参事（奥上文二君）すみません、議員様の質問にお答えさせていただきます。

議員報酬の日額になりました経緯につきましては、組合議会の議長、副議長様、3市3町の議長、副議長様に集まっておきまして、連絡会議というものをさせていただいております。その中で、一つのご意見として、最近できた組合の報酬を参考にしてはどうかというご意見がございまして、と申しますのが、大阪府後期高齢者医療広域連合並びに大阪広域水道企業団様がどちらも日額というようにして議長、副議長、議員の報酬を定めておられましたので、それをご提案させていただきまして、同会議の第3回で一応議員の先生方の申し合わせ事項ということで日額になったという経緯がございまして。

また、管理者報酬のほうにつきましても日額という可能性があるのかということで、これはさぐったんですけども、こちらのほうは日額を採用されておられるところがございまして。恐らく年間を通じて管理をしなければならぬということで、日割り計算ができないのかなと事務局では考えております。

以上でございます。

議長（辻野隆成君）見本君。

（見本栄次君）議案第27号ではメインで管理者、副管理者の議論がされたらいいと思うのであって、ただ一般的にこれ見て日額であれば、私、そういうふうな社会情勢の中でそう決められたんやなど、阪南岬は月額であったけれども、これからは日額になっていくんだなど、泉州南消防議会は、そういうふうに思いました。我々9月が改選時期なので、9月までということですので。ただ、やはり後の議員さん、どなたが選出されるかわからないんですけども、1回目のときというのは大事なことであって、私この日額云々で異議とか、そういうようなことを質問しているのではないんですよ。だからここが日額であれば、理事者もそういう社会情勢とかいろいろあって、いろんなところを参考にしたいえども、ここをあわせてこられたら、私、何もこういう質問はしていないと思うんです。だからここにいらっしゃる議員さんがどのように協議されたかというのが先ほど説明あったけれども、中の詳しいあれというのは全然見

えてこないんですよ。そこらはどういうふうな、そういう意見だけだったんですか。先例を参考にしてはどうかというだけの意見だったんですか。どうなんでしょうか。

議長（辻野隆成君）根来理事。

理事（根来芳一君）確かに、先例というようなことが基本ということになりました。確かに過去ですと月額というようなところもありますし、阪南岬さんも現状、月額ということになっておろうかというように思うんですけども、最近の流れの中で、今、参事が言ったとおり、日額というところがふえておりますので、そこで日額にしようということで決定づけられたという経緯でございます。

以上でございます。

議長（辻野隆成君）見本君。

（見本栄次君）やはり市長と議員というのは全然その役割が違うので、それもよくわかるんですよ。わかりますけれども、ここの議論がちょっと私、一議員として納得しがたいところがあるんです。それだ言うておきます。

議長（辻野隆成君）ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これより採決いたします。

専決報告第16号の専決処分事項の承認を求めることについては、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（辻野隆成君）挙手多数であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

次に、専決報告第17号について、提案者の報告を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君）それでは、専決第17号 泉州南消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書131ページをお開き願います。

この条例は、組合の監査委員、公平委員会委員、公務災害認定委員などの非常勤職員の報酬及び費用弁償について定めたものでございます。

報酬につきましては、阪南岬消防組合及び近年に設立された大阪広域水道企業団や後期高齢者医療広域連合などの報酬内容などを参考に、泉州南ブロック消防広域化協議会におきまして種々検討がなされ、133ページの別表のとおりとさせていただきます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとさせていただきます。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（辻野隆成君）報告は以上のとおりです。

ただいまの報告につきまして、ご質疑なりご意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）

ないようでございますので、これより採決いたします。

専決報告第17号の専決処分事項の承認を求めることについては、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(辻野隆成君) 挙手全員であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

次に、専決報告第18号について、提案者の報告を求めます。

根来理事。

理事(根来芳一君) それでは、専決第18号 泉州南消防組合議会の議員及びその他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書137ページをお開き願います。

この条例は、地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害または通勤による災害に対する補償について定めているものでございます。

次に、139ページをお開き願います。

第5条におきましては、補償の基礎額を定めております。

140ページをお開き願います。

第6条におきましては、補償の種類として、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償を上げております。

また、第6条以降におきまして、各補償の具体的な規定を設けております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものとし、経過措置といたしまして、この条例施行日前に公務上負傷または疾病にかかり死亡した場合の補償については、元団体の条例の例による旨の規定を設けております。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(辻野隆成君) 報告は以上のとおりです。

ただいまの報告につきまして、ご質疑なりご意見等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(辻野隆成君) ないようでございますので、これより採決いたします。

専決報告第18号の専決処分事項の承認を求めることについては、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(辻野隆成君) 挙手全員であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

次に、専決報告第19号について、提案者の報告を求めます。

根来理事。

理事(根来芳一君) それでは、専決第19号 泉州南消防組合情報公開条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書159ページをお開き願います。

本条例は、住民の知る権利を保障するために情報公開に関して必要な事項を定めたものでございます。内容といたしましては、泉佐野市の条例に全て準拠させていただいておりますので、概要のみご説明いたします。

第1条から第4条までには、目的、用語の定義、実施機関の責務、利用者の責務など、総則的内容について定めております。

第6条は、個人情報などの公開しないことができる情報を定めております。

第9条は、公開の請求方法について規定しており、第10条では公開の決定及び通知について、第13条では公開の実施についての規定を設けております。

第15条から第20条までには、救済手続及び救済機関に関する規定として、情報公開審査会に関する規定を設けております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしており、経過措置として、この条例の施行の日の前日までに元団体の情報公開条例によりなされた手続、処分は、この条例によりなされたものとみなす旨の経過措置を設けております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（辻野隆成君）報告は以上のとおりです。

ただいまの報告につきまして、ご質疑なりご意見等ございませんか。

大森君。

（大森和夫君）積極的に情報公開してもらわなアカンし、広域になるので、いろんな情報も必要になってくると思います。そういう広域になって新しい情報公開の変えるようなことを考えておられるとか、ホームページなんかもどんなふうな形にしていくのか、そんなことをちょっと考えておられるようでしたら教えてもらえますか。

議長（辻野隆成君）小西参事。

参事（小西良昭君）今のご質問にお答えしたいと思います。

広域化後、情報公開の仕方ということにつきましては、今まで泉佐野市で行っていたような形での市民の皆様からの要望に応えさせていただく対応で考えてございます。

また、ホームページの件につきましてですけれども、今回組合で設けておりますネットワークの中でホームページを立ち上げる予定をしております。ネットワークが現在構築中ですので、それができました後にホームページを開設した上で市民の皆様からの要望等に対応できるような体制を組みたいと考えております。

以上です。

議長（辻野隆成君）大森君。

（大森和夫君）今やったら多分泉佐野市のホームページを開けば泉佐野消防署というようなのが出ますね。そういう泉南市から泉南消防署のあれが消えるのではなくて、そこから泉州南のホームページに飛ぶような形にはしてほしいと思うんですね。ただ、その泉州南だけで独立したホームページも必要かなというふうに、独立したものが、市とは独立したような形が必要かなと思うんですけれども、その点はどうなんですか。

議長（辻野隆成君）小西参事。

参事（小西良昭君）ホームページにつきましては、泉州南消防組合としてのホームページの開設を予定しております。また、今議員のご質問、今現在の例えば泉佐野市のホームページ上ですと、その中に消防本部というコーナーがあるんですけれども、これはあくまでも泉佐野市の一団体、一部局としての位置づけということになりますので、多分その中に載せることは無理かと思いますが、リンクさせるというような形は、また泉佐野市、情報担当課との調整で、その他の構成支所におきましても、そういう対応がいただけるかどうかというのはこれから調整を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（辻野隆成君）大森君。

（大森和夫君）ぜひそれは絶対してもらわへんかったら、泉南市を調べたらリンク、今までみたいに一団体という形にはなれへんのやけれども、すぐリンクというか、つながるようなことはぜひ考えてもらわへんかったら、身近な消防署という形にはならないので、それはぜひ必ず検討して、早急に実現してほしいと思います。

議長（辻野隆成君）要望でいいですね。

（大森和夫君）質問やから答えてください。

議長（辻野隆成君）小西参事。

参事（小西良昭君）元団体様との調整ということも必要だと思いますので、できるだけ対応するようにいたします。

以上です。

議長（辻野隆成君）ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これより採決いたします。

専決報告第19号の専決処分事項の承認を求めることについては、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）挙手全員であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

次に、専決報告第20号について、提案者の報告を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君）それでは、専決第20号 泉州南消防組合個人情報保護条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書171ページをお開き願います。

本条例は、組合が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する住民の権利の保障及び個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めたものでございます。

それでは、内容につきましては、泉佐野市の個人情報保護条例を準拠させていただいておりますので、説明につきましては概要説明とさせていただきたいと思っております。

第1条から第4条までは、条例の総則として、用語の定義、実施機関の責務等が定められております。

第5条から第26条までは、個人情報の取り扱い、個人情報の開示等の請求に関する規定が設けられております。

第27条から第32条までは、個人情報保護審査会に関する規定が規定されておりまして、第43条から第51条までは、罰則に関する規定が設けられております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとし、第2項以下第5項までに、以下の経過措置を設けております。

第2項は、施行日までの個人情報の収集、利用または提供は、この条例の規定により行われたものとみなし、第3項は、第5条第1項の条文内容の読みかえ規定を設けまして、第4項は、施行日の前日までに元団体の条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす旨の規定を、そして第5項では、施行日の前日までに行為をした者に対する罰則の適用は、組合設立前の条例の例によるものといたしております。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（辻野隆成君）報告は以上のとおりです。

ただいまの報告につきまして、ご質疑なりご意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これより採決いたします。

専決報告第20号の専決処分事項の承認を求めることについては、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）挙手全員であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

次に、専決報告第21号について、提案者の報告を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君）それでは、専決第21号 泉州南消防組合監査委員条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書191ページをお開き願います。

本条例は、地方自治法第195条に規定する監査委員に関して必要な事項を規定したものでございます。

第1条では、監査委員による例月出納検査は毎月15日と定め、第2条では、監査委員が行う公表は、泉州南消防組合公告式条例に規定する組合の掲示場において行うこととさせていただいております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものといたしております。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（辻野隆成君）報告は以上のとおりです。

ただいまの報告につきまして、ご質疑なりご意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これより採決いたします。

専決報告第21号の専決処分事項の承認を求めることについては、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）挙手全員であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

次に、専決報告第22号について、提案者の報告を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君）それでは、専決第22号 泉州南消防組合行政手続条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書195ページをお開き願います。

本条例は、組合が制定する条例などに基づく処分及び届け出並びに行政指導に関する手続に関して共通の事項を定めることで、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため制定するもので、泉佐野市行政手続条例に全て準拠させていただいておりますので、概要説明と



させていただきます。

条例は、第1条から第4条までが目的や定義などの総則的規定、第5条から第11条までが申請に対する処分についての規定、第12条から第29条までが不利益処分に関する規定、第30条から第34条までが行政指導に関する規定で構成されております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものとしております。

また、経過措置として、この条例の施行の日の前日までに、元団体の行政手続条例に基づきなされた処分、行政指導及び届け出に関する手続その他の行為は、この条例の相当の規定によりなされたものとみなす旨の経過措置を設けております。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（辻野隆成君）報告は以上のとおりです。

ただいまの報告につきまして、ご質疑なりご意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これより採決いたします。

専決報告第22号の専決処分事項の承認を求めることについては、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）挙手全員であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

次に、専決報告第23号について、提案者の報告を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君）それでは、専決第23号 泉州南消防組合議会定例会条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書211ページをお開き願います。

この条例は、地方自治法第102条第2項の規定に基づき組合議会の招集回数を年2回と定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）報告は以上のとおりです。

ただいまの報告につきまして、ご質疑なりご意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これより採決いたします。

専決報告第23号の専決処分事項の承認を求めることについては、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）挙手全員であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

次に、専決報告第24号について、提案者の報告を求めます。

根来理事。

理事（根 来 芳 一君） それでは、専決第24号 泉州南消防組合公平委員会設置条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書215ページをお開き願います。

本条例は、地方公務員法第7条第3項の規定に基づき、公平委員会を設置するための条例でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものとしております。

説明は以上のおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（辻 野 隆 成君） 報告は以上のおりです。

ただいまの報告につきまして、ご質疑なりご意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻 野 隆 成君） ないようでございますので、これより採決いたします。

専決報告第24号の専決処分事項の承認を求めることについては、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（辻 野 隆 成君） 挙手全員であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

次に、専決報告第25号について、提案者の報告を求めます。

根来理事。

理事（根 来 芳 一君） それでは、専決第25号 泉州南消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書219ページをお開き願います。

本条例につきましては、泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例第18条第2項に規定する特殊勤務手当の支給に関して必要な事項を定めたものでございます。

第2条で、特殊勤務手当の種類として、危険作業手当、救急手当、夜間特殊勤務手当を定め、第3条から第5条で、これらの特殊勤務手当の詳細規定を定めているものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものとし、経過措置として、施行の日の前日までに支給すべき理由の生じた特殊勤務手当については、組合設立前の条例の例によるものとしてしております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（辻 野 隆 成君） 報告は以上のおりです。

ただいまの報告につきまして、ご質疑なりご意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻 野 隆 成君） ないようでございますので、これより採決いたします。

専決報告第25号の専決処分事項の承認を求めることについては、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（辻 野 隆 成君） 挙手全員であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

次に、専決報告第26号について、提案者の報告を求めます。

理事（根 来 芳 一君）それでは、専決第26号 泉州南消防組合出頭人等の実費弁償支給条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書225ページをお開き願います。

この条例は、地方自治法第207条の規定に基づき、議会及び公聴会に出頭し、または参加した者に支給する実費弁償について必要な事項を規定したものでございます。

第2条では、出頭人には1日7,500円を支給するとともに、必要な旅費を支給すると定め、第3条で支給方法について定めております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものといたしております。

説明は以上のおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（辻 野 隆 成君）報告は以上のおりです。

ただいまの報告につきまして、ご質疑なりご意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻 野 隆 成君）ないようにございますので、これより採決いたします。

専決報告第26号の専決処分事項の承認を求めることについては、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（辻 野 隆 成君）挙手全員であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

次に、専決報告第27号について、提案者の報告を求めます。

根来理事。

理事（根 来 芳 一君）それでは、専決第27号 泉州南消防組合管理者及び副管理者の報酬に関する条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書229ページをお開き願います。

管理者及び副管理者の報酬については、先例となる一部事務組合の報酬を参考に検討が行われ、第2条に定めるように、管理者には月額1万5,000円、副管理者には同じく月額1万4,000円を支給するものとさせていただいております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成24年11月14日から適用するにいたしましたのは、泉州南消防組合の設立日から適用するものとさせていただくためでございます。

説明は以上でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（辻 野 隆 成君）報告は以上のおりです。

ただいまの報告につきまして、ご質疑なりご意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻 野 隆 成君）ないようにございますので、これより採決いたします。

専決報告第27号の専決処分事項の承認を求めることについては、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 多 数）

議長（辻 野 隆 成君）挙手多数であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

次に、専決報告第28号について、提案者の報告を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君） それでは、専決第28号 平成24年度泉州南消防組合一般会計暫定予算につきまして、別冊泉州南消防組合一般会計暫定予算書に基づきご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、1ページをお開き願います。

本予算につきましては、平成24年11月14日付で設立されました泉州南消防組合における初議会までの暫定予算として同日付で専決処分させていただいたものでございます。

歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ132万3,000円と定めるものでございます。

それではまず、説明の都合上、歳出からご説明申し上げます。

恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開き願います。

2歳出、款議会費、項議会費、目議会費として76万7,000円を計上させていただいております。これは議員報酬及び組合議会運営に係る経費でございます。

次に、款消防費、項消防費、目総務管理費として54万6,000円を計上させていただいております。主なものとして節報酬で35万4,000円、これは管理者等特別職の報酬でございます。

次に、10ページをお開き願います。

款予備費、項予備費、目予備費、節予備費として1万円を計上しておりますが、これは科目設定でございます。

以上で歳出に関する説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、歳入に移らせていただきます。

恐れ入りますが、7ページにお戻り願います。

1歳入、款分担金及び負担金、項負担金、目市町負担金、節関係市町負担金は132万3,000円でございます。組合を構成する市町の負担金額については、組合規約第16条第2項及び第3項の案分比率から算出いたしますと、泉佐野市にあっては33万1,543円、泉南市は28万3,353円、阪南市は25万2,897円。熊取町は17万8,493円、田尻町は13万1,464円、岬町は14万5,250円となるものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（辻野隆成君） 報告は以上のとおりです。

ただいまの報告につきまして、ご質疑なりご意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君） ないようでございますので、これより採決いたします。

専決報告第28号の専決処分事項の承認を求めることについては、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（辻野隆成君） 挙手多数であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

ただいまより午後1時まで休憩いたします。

休憩（午前11時57分）

再開（午後0時58分）

議長（辻野隆成君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（辻野隆成君）次に、日程第9、議案第3号 監査委員選任についての同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

千代松管理者。

管理者（千代松大耕君）それでは、ただいま上程されております議案第3号 監査委員選任についての同意を求めることにつきまして、私のほうから提案理由の説明を申し上げ、議員各位のご同意を賜りたいと存じます。

普通地方公共団体には、地方自治法第195条第1項の定めるところにより、監査委員を置くことになっておりまして、泉州南消防組合にあっても、特別地方公共団体であることから、地方自治法第292条の普通地方公共団体に関する規定の準用により、監査委員を置くことになっております。

また、監査委員の定数につきましても2名と定められておりまして、うち1名は識見を有するものから選任するとなっておりますので、当該監査委員に齋藤一夫さんを選任したいと考えております。

齋藤一夫さんにつきましては、住所は泉南市新家3379番地の45で、生年月日は昭和40年2月11日生まれの48歳でございます。平成19年10月より大阪市内に事務所を構えられ、税理士としてご活躍をされておられます。

略歴等につきましては、昭和62年3月、大学をご卒業の後、平成19年3月には税理士登録をされまして、現在大阪体育大学健康福祉部社会福祉会計論非常勤講師を初め、平成24年11月には、泉南市様の監査委員にもご就任されておられます。

このように、齋藤一夫さんは監査事務、経理事務に精通され、人格識見ともすぐれた方でございますので、本組合の監査委員といたしましては、まさに適任者であろうかと存じます。

議員皆様方のご同意をどうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（辻野隆成君）お諮りいたします。

監査委員に齋藤一夫君を選任同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）挙手全員であります。

よって、監査委員に齋藤一夫君を選任同意することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第4号 監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

千代松管理者。

管理者（千代松大耕君）それでは、ただいま上程されております議案第4号 議会選出の監査委員の選任についての同意を求めることにつきまして、私のほうから提案理由の説明を申し上げ、議員各位のご同意を賜りたいと存じます。

先ほど議案第3号でご説明いたしましたとおり、泉州南消防組合の2名の監査委員のうち1名は識見を有する者から選出ということでご同意いただいたところでございますが、もう1名

の監査委員につきましては、地方自治法第196第1項の規定により、議員の方から選出することとなっております。今回組合議会議員選出の監査委員といたしまして、南良徳議員さんをお願い申し上げたいと存じます。

南議員さんにつきましては、泉南市議会様より本組合議会へ選出されました議員さんでございます。住所は泉南市樽井5丁目1番16号で、生年月日は昭和21年3月4日生まれの現在66歳でございます。平成4年10月に泉南市議会様の議員として初当選され、現在6期目をお務めいただいております。その間、各委員会の委員長、副委員長を歴任され、平成24年1月から監査委員として、また11月からは議長様として、泉南市政の推進にご尽力を賜っているところでございます。

このように南議員さんは行政各般に精通された方でございますし、人格識見ともすぐれた議員さんでございますので、本組合の監査委員といたしましては、まさに適任者であろうかと存じます。

議員皆様方のご同意をよろしくお願い申し上げます。

議長（辻野隆成君）本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、南良徳君の除斥をお願いします。

お諮りいたします。

監査委員に南良徳君を選任同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）挙手全員であります。

よって、監査委員に南良徳君を選任同意することに決定いたしました。

入場を認めます。

ただいま監査委員の選任が同意されましたので、監査委員、南良徳君に就任の挨拶をお願いします。

南君。

監査委員（南良徳君）発言のお許しを得ましたので、一言監査委員就任のご挨拶を申し上げます。

ただいま監査委員の選任同意をいただきました南良徳でございます。本日より泉州南消防組合の監査委員として、厳正公平に職務を全うしていきたいと考えております。

つきましては、議員各位のご協力をお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、監査委員就任のご挨拶にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（辻野隆成君）おめでとうございます。

---

議長（辻野隆成君）次に、日程第11、議案第5号から日程第13、議案第7号までの3件の公平委員会委員選任についての同意を求めることについてを一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

千代松管理者。

管理者（千代松大耕君）それでは、ただいま上程されております議案第5号から議案第7号までの3件の公平委員会委員選任についての同意を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げ、議員各位のご同意を賜りたいと存じます。

公平委員会につきましては、地方自治法第202条の2第2項に規定され、地方公共団体の組

合は地方公務員法第7条第3項の規定に基づき設置することとなっております。また、公平委員会委員の定数につきましても3名と定められております。公平委員会委員は、人格が高潔で、地方自治の本市及び民主的で効率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し、識見を有するものから選任することとなっておりますので、当該公平委員会委員に、道志年彦さん、澤井万有美さん、大山力さんの3名をお願いしたいと存じます。

まず、道志年彦さんにつきましては、住所は泉佐野市春日町9番16号で、生年月日は昭和16年1月15日生まれの72歳でございます。

略歴等につきましては、昭和36年6月、泉佐野市役所に就職されて、昭和55年より同和対策部同和対策担当参事、また平成3年より環境経済部の理事等を歴任、平成13年3月、泉佐野市役所を退職されるまで、長く行政に携わってこられました。また平成16年6月からは泉佐野市公平委員会委員にもご就任されています。

このように学識経験が豊富で人格識見ともすぐれた方でございますので、本組合の公平委員会委員といたしましては、まさに適任者であろうかと存じます。

続きまして、澤井万有美さんにつきましては、住所は阪南市桃の木台5の17の18で、生年月日は昭和42年10月31日生まれの45歳でございます。

略歴等につきましては、昭和63年3月、国立工業高等専門学校をご卒業の後、平成2年まで企業にお勤めになられ、平成23年11月からは阪南市公平委員会委員にご就任されております。

このように学識経験が豊富で人格識見ともすぐれた方でございますので、本組合の公平委員会委員といたしましては、まさに適任者であろうかと存じます。

続きまして、大山力さんにつきましては、住所は熊取町南山の手台18番1号で、生年月日は昭和15年10月21日生まれの72歳でございます。

略歴等につきましては、昭和34年4月に大阪府に就職され、昭和62年5月には大阪府水道部第2建設事務所次長、平成2年4月に大阪府貝塚保健所次長、平成5年4月には、大阪府南部公園事務所次長、平成9年4月には大阪府教育委員会事務局社会教育課参事、そして平成12年3月には大阪府教育委員会事務局副理事を歴任され、同年同月に大阪府を退職されるまで、長く行政に携わってこられました。その後、平成12年4月には、社会福祉法人建仁会特別養護老人ホーム水間ヶ丘の次長を歴任の後、平成13年5月には学校法人河崎学園河崎医療技術専門学校に就職され、同校の事務長を歴任の後、現在は医療法人川崎会看護学校非常勤講師としてご活躍中でございます。また平成13年4月からは熊取町行政相談員にご就任し、平成19年10月からは熊取町公平委員会委員にもご就任されております。

このように学識経験が豊富で人格識見ともすぐれた方でございますので、本組合の公平委員会委員といたしましては、まさに適任者であろうかと存じます。

以上、3名の方の公平委員会委員の選任につきまして、議員皆様方のご同意をよろしくお願い申し上げます。

議長（辻野隆成君）お諮りいたします。

公平委員会委員に道志年彦君、澤井万有美君及び大山力君を選任同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）挙手全員であります。

よって、公平委員会委員に道志年彦君、澤井万有美君及び大山力君を選任同意することに決定いたしました。

---

議長（辻野隆成君）次に、日程第14、議案第8号 泉州南消防組合職員の再任用に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君）それでは、議案第8号 泉州南消防組合職員の再任用に関する条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書243ページをお開き願います。

本条例は、地方公務員法第28条の4に基づき、定年退職者の再任用に関して規定したものでございます。

第3条では、再任用の任期を1年を越えない範囲で更新することができる旨規定し、第4条では、任期の末日について規定しております。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものとしております。

また、経過措置といたしまして、第2条で、この条例施行の日の前日までに行われた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす旨を規定しており、第3条で任期の末日に関する特例を定めております。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（辻野隆成君）これより質疑に入ります。

ご質疑の点ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第8号 泉州南消防組合職員の再任用に関する条例の制定についてを採決いたします。

議案第8号 泉州南消防組合職員の再任用に関する条例の制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）挙手全員であります。

よって、議案第8号 泉州南消防組合職員の再任用に関する条例の制定については、原案どおり可決されました。

---

議長（辻野隆成君）次に、日程第15、議案第9号 泉州南消防組合職員共済会条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君）それでは、議案第9号 泉州南消防組合職員共済会条例制定についてご説明申し上げます。



恐れ入りますが、議案書245ページをお開き願います。

本条例は、地方公務員法第42条の規定に基づき、組合職員の厚生制度の実施に必要な事項を規定したものでございます。

第2条では、大阪府市町村職員共済組合の組合員である職員及びこれに準ずる職員を会員としており、第3条で、共済会の事業内容について、第4条では、経費について規定しております。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行することといたしております。説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（辻野隆成君）これより質疑に入ります。

ご質疑の点ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第9号 泉州南消防組合職員共済会条例の制定についてを採決いたします。

議案第9号 泉州南消防組合職員共済会条例の制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）挙手全員であります。

よって、議案第9号 泉州南消防組合職員共済会条例の制定については、原案どおり可決されました。

---

議長（辻野隆成君）次に、日程第16、議案第10号 泉州南消防組合条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君）それでは、議案第10号 泉州南消防組合条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書247ページをお開き願います。

この条例は、地方公務員法第29条の2第2項の規定に基づき条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限については、条例で定めるものと規定されていることから必要な事項を定めたものでございます。

第2条では、分限処分に関する内容を規定しております。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものといたしております。説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（辻野隆成君）これより質疑に入ります。

ご質疑の点ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(辻野隆成君) ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(辻野隆成君) ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第10号 泉州南消防組合条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例の制定についてを採決いたします。

議案第10号 泉州南消防組合条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例の制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(辻野隆成君) 全員挙手であります。

よって、議案第10号 泉州南消防組合条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例の制定については、原案どおり可決されました。

---

議長(辻野隆成君) 次に、日程第17、議案第11号 泉州南消防組合消防賞じゅつ金支給条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来理事。

理事(根来芳一君) それでは、議案第11号 泉州南消防組合消防賞じゅつ金支給条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書249ページをお開き願います。

本条例は、組合の消防職員が火災現場などの公務中に、殉職もしくは負傷した場合に支払われる殉職者特別賞じゅつ金や障害者賞じゅつ金等について定めたものでございます。

第2条では、賞じゅつ金の種類を規定し、第3条では支給額について規定しております。

次に、250、251ページをお開き願います。

第4条では、扶養親族の範囲を定め、第5条では、支給を受ける遺族の範囲等について規定しております。

第7条では、組合の消防職員以外の消防職員や他の市町村の消防職員が管理者の要請に応じて当組合の区域内で殉職もしくは負傷した場合などにおいては、組合の消防職員の例に準じ、賞じゅつ金が支給される旨の規定でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものとして、経過措置として、施行の日の前に生じた賞じゅつ金の支給については、組合設立前の条例の例によることといたしております。

説明は以上のおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(辻野隆成君) これより質疑に入ります。

ご質疑の点ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。  
これより採決に入ります。  
議案第11号 泉州南消防組合消防賞じゅつ金支給条例の制定についてを採決いたします。  
議案第11号、泉州南消防組合消防賞じゅつ金支給条例の制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）挙手全員であります。  
よって、議案第11号 泉州南消防組合消防賞じゅつ金支給条例の制定については、原案どおり可決されました。

---

議長（辻野隆成君）次に、日程第18、議案第12号 泉州南消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君）それでは、議案第12号 泉州南消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書259ページをお開き願います。

本条例は、地方公務員法第58条の2において、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を管理者に報告し、毎年決められた日に公表しなければならないと規定されていることから、必要な事項を定めるものでございます。

第2条では、報告の時期を毎年9月30日までと規定しており、第3条では、報告すべき事項を定め、第4条、第5条で、公平委員会の報告及び報告の事項を、第6条及び第7条で公表の時期及び方法について定めております。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（辻野隆成君）これより質疑に入ります。

ご質疑の点ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。  
これより採決に入ります。  
議案第12号 泉州南消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを採決いたします。

議案第12号 泉州南消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(辻野隆成君) 挙手全員であります。

よって、議案第12号 泉州南消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、原案どおり可決されました。

---

議長(辻野隆成君) 次に、日程第19、議案第13号 泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来理事。

理事(根来芳一君) それでは、議案第13号 泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書261ページをお開き願います。

この条例は、第1条に記載のとおり、泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例第30条の規定に基づき、職員の退職手当の額その他退職手当の支給に関して必要な事項を規定したものでございます。

条例の内容につきましては、泉佐野市における退職手当条例に準拠させていただいておりますので、概要説明とさせていただきます。

262ページから269ページをお開き願います。

第2条の4におきましては、一般の退職手当の額についての規定を設けており、第3条から第5条の3まで及び第7条から第7条の3までの規定により計算した退職手当を基本額とし、第7条の4で計算した調整額を加えた額を退職手当としております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものとし、経過措置として、この条例の施行日の前日までに、元団体の退職手当条例の規定により支給すべき理由により生じた退職手当については、組合設立前の条例の例によるものとしています。

また、泉佐野市及び熊取町におきましては、退職手当条例が昨年12月議会でそれぞれ改正され、減額処置が平成25年1月1日から施行されておりますので、元の泉佐野市消防職員及び熊取町消防職員は、各々の退職手当条例により支給されるよう、第3項において、組合設立前の条例による退職手当の算定の基礎となる勤続期間については、この条例の勤続期間に通算し、退職手当の額は組合設立前の条例の規定を考慮して算定した額とする旨を設けております。

説明は以上のとおりでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(辻野隆成君) これより質疑に入ります。

ご質疑の点ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(辻野隆成君) ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(辻野隆成君) ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第13号 泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の制定についてを採決いたします。

議案第13号 泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(辻野隆成君) 挙手全員であります。

よって、議案第13号 泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の制定については、原案どおり可決されました。

---

議長(辻野隆成君) 次に、日程第20、議案第14号 泉州南消防組合行政財産使用料条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来理事。

理事(根来芳一君) それでは、議案第14号 泉州南消防組合行政財産使用料条例の制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書289ページをお開き願います。

本条例は、地方自治法第238条の4の規定に基づき、泉州南消防組合が保有する行政財産の目的外使用に係る使用料について必要な事項を規定したものでございます。

第2条では、納付についての規定、第3条では、1年間の使用料についての基準、第4条で、使用料の納付の時期を定め、第6条では、使用料の減免について規定しております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものとし、経過措置として、組合設立前に許可した行政財産使用許可については、この条例施行後も許可期間が満了するまで組合設立前の条例の例によるものとしたしております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(辻野隆成君) これより質疑に入ります。

ご質疑の点ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(辻野隆成君) ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(辻野隆成君) ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第14号 泉州南消防組合行政財産使用料条例の制定についてを採決いたします。

議案第14号、泉州南消防組合行政財産使用料条例の制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(辻野隆成君) 挙手全員であります。

よって、議案第14号 泉州南消防組合行政財産使用料条例の制定については、原案どおり可

決されました。

---

議長（辻野隆成君）次に、日程第21、議案第15号 泉州南消防組合職員の定年等に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君）それでは、議案第15号 泉州南消防組合職員の定年等に関する条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書295ページをお開き願います。

本条例は、職員の定年に関して必要な事項を定めたもので、第2条で、定年退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とされており、第3条では、職員の定年は、年齢60歳としております。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものといたしております。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（辻野隆成君）これより質疑に入ります。

ご質疑の点ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第15号 泉州南消防組合職員の定年等に関する条例の制定についてを採決いたします。

議案第15号 泉州南消防組合職員の定年等に関する条例の制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）全員挙手であります。

よって、議案第15号 泉州南消防組合職員の定年等に関する条例の制定については、原案どおり可決されました。

---

議長（辻野隆成君）次に、日程第22、議案第16号 泉州南消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君）それでは、議案第16号 泉州南消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書297ページをお開き願います。

本条例は、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、事務用機器等の物品借入契約や庁舎等の施設管理などの委託契約などに関する長期継続契約に関して必要な事項を定めるもの

でございます。

第2条で、長期継続契約を締結することができる契約について定め、第3条では、その期間を5年以内と規定しております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものとしております。

説明は以上のおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（辻野隆成君）これより質疑に入ります。

ご質疑の点ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第16号 泉州南消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを採決いたします。

議案第16号 泉州南消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）挙手全員であります。

よって、議案第16号 泉州南消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定については、原案どおり可決されました。

---

議長（辻野隆成君）次に、日程第23、議案第17号 泉州南消防組合災害派遣手当に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君）それでは、議案第17号 泉州南消防組合災害派遣手当に関する条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書299ページをお開き願います。

本条例は、災害対策基本法施行令等の規定に基づき災害応急対策または災害復旧のため派遣された職員に対し支給する災害派遣手当に関して必要な事項を定めるものでございます。

第2条では、手当額等が規定されていますが、その額につきましては300ページをお開き願いたいと思います。別表に記載のとおり、公用の施設またはこれに準ずる施設を利用する場合、滞在した期間1日につき500円、その他の施設を利用する場合、同様に1日につき500円から800円の範囲となっております。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものとしております。

説明は以上のおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（辻野隆成君）これより質疑に入ります。

ご質疑の点ございませんか。

大森君。

(大森和夫君) 現在も災害に派遣されているようなところはあるのか。どんな手続を踏んでいって派遣まで至るのか。それから東日本大震災なんかにも支援行かれていると思うんですけども、そういう場合はどういうところに実際泊まって、それからああいうところへ支援行った場合でも、手当というのはこれだけなんですか、それ以外の手当はつかないのか、その点、お答えください。

議長(辻野隆成君) 小西参事。

参事(小西良昭君) 今のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、現在のところ派遣しているところはございません。東日本大震災におきまして、泉佐野消防本部の例となりますが、他の消防本部さんも当然緊急援助隊という形では出動しておりますが、東日本の遠野市のほうに行っておりまして、そちらのほうで当初は野営という形で宿泊しております。その後、遠野市の確か体育館か何かを借りることができまして、そちらのほうでの宿泊と。一応釜石、大槌方面、そちらのほうでの活動を行ったというような例はございます。

以上です。

議長(辻野隆成君) 根来理事。

理事(根来芳一君) 災害派遣するときの手続等について、若干質問があったかなというふうに思いますけれども、東日本大震災、阪神・淡路も一緒ですけれども、まず国のほうから総務省、消防庁のほうから都道府県、いわゆる大阪府に派遣要請依頼があつて、そして大阪府は大阪府下消防長会という組織がございまして、そこへ依頼をして、府下消防長会の中で4つのブロックがあるんですけれども、こちらのほうでは堺市消防局が胴をとっておるんですけれども、そこから各消防本部へ依頼があつて出動すると、出動車両等については、そこからの指示に基づいて派遣をしているものでございます。

以上でございます。

議長(辻野隆成君) 大森君。

(大森和夫君) 手当はこれだけなんですか。こういう東日本大震災支援へ行って、野営して大変な状況だと思ふんですけれども、野営やったら幾らなんですか。ちょっとその辺のところをもう少し詳しくお願いします。

議長(辻野隆成君) 根来理事。

理事(根来芳一君) まず、この議案第17号については、これは例えば仮にこの泉州地域で大きな災害が起こったときに他府県からこちらのほうへ来て災害応急手当をする場合に、泊まる場所でお金が必要となりますので、そのときの手当というように理解していただきたいと思ひます。

我々が東日本大震災の折に行ったところでは、体育館とか、公共施設とか準備されて、そこで寝泊りをして災害活動をしたということになります。こちらからは支給、これだけお金を払ってというものでは当然ございませんので、よろしくお願ひします。

議長(辻野隆成君) 大森君。

(大森和夫君) 行った職員さんには手当は出ないの、特別な手当。

議長(辻野隆成君) 根来理事。

理事(根来芳一君) こちらから派遣したときの手当、それにつきましては昼は当然通常ど



おりの勤務をしているという状況の中で、夜間等につきましては、夜間特殊勤務手当とか、出勤手当とかいったものを見合う手当ということで払っております。

以上でございます。

議長（辻野隆成君）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第17号 泉州南消防組合災害派遣手当に関する条例の制定についてを採決いたします。

議案第17号 泉州南消防組合災害派遣手当に関する条例の制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）挙手全員であります。

よって、議案第17号 泉州南消防組合災害派遣手当に関する条例の制定については、原案どおり可決されました。

---

議長（辻野隆成君）次に、日程第24、議案第18号 泉州南消防組合消防手数料条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君）それでは、議案第18号 泉州南消防組合消防手数料条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書301ページをお開き願います。

この条例は、地方自治法第228条におきまして、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないと規定されていることから、消防事務に関する手数料について定めるものでございます。

第2条では、消防法に基づく事務について徴収する手数料の種類及び金額を定めており、第3条は、石油コンビナート等災害防止法に基づく事務について徴収する手数料の種類及び金額、そして第4条は、泉州南消防組合火災予防条例に基づく事務について徴収する手数料の種類及び金額を定めております。

第5条で定める手数料は、火災焼失証明等の証明手数料の種類及び金額を定めており、第6条から第8条までは、火薬類、高圧ガス及び液化石油ガス、いわゆる保安3法に関する手数料の種類と金額を定めております。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものといたしております。

また、経過措置といたしまして、この条例は、施行の日以後に申請があったものから適用し、施行日前の申請に対しては、元団体のそれぞれの手数料条例によるものといたしております。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（辻野隆成君）これより質疑に入ります。

ご質疑の点ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第18号 泉州南消防組合消防手数料条例の制定についてを採決いたします。

議案第18号 泉州南消防組合消防手数料条例の制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）全員挙手であります。

よって、議案第18号 泉州南消防組合消防手数料条例の制定については、原案どおり可決されました。

---

議長（辻野隆成君）次に、日程第25、議案第19号 泉州南消防組合火災予防条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君）それでは、議案第19号 泉州南消防組合火災予防条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書325ページをお開き願います。

本条例は、消防法の規定に基づき、火を使用する設備もしくは住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等並びに指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取り扱いの基準などについて定めるものでございます。

火災予防条例につきましては、総務省消防庁から火災予防条例の例として基準が示されており、本条例につきましては、この条例の例に基づき規定させていただいております。

そのため、詳細な説明は省略させていただきますこととお許し願います。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものとし、経過措置として、この条例の施行の日の前日までに元団体の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす旨規定いたしております。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（辻野隆成君）これより質疑に入ります。

ご質疑の点ございませんか。

大森君。

（大森和夫君）老人施設で火事があって、スプリンクラーが十分ついていなかったとか、指導に従っていなかったという報道があったんですけども、広域の中でそういう調査の状況とか指導状況とか施設の対応なんかを報告してもらえますか。

議長（辻野隆成君）中山参事。

参事（中山均君）3市3町、大森議員質問がありましたグループホームの現状ですけれども、まず施設数、泉佐野市11施設、泉南市6施設、阪南市8施設、岬町1施設、熊取町3施設でございます。この認知症高齢者グループホームにつきましては、定期的に消防として立ち入り検査を実施しております。直近では昨年、年が明けましてからと、今回の長崎の火災がありました直後に立ち入り検査を実施しております。

設備的には、スプリンクラーは275平方メートル以上の施設には全ての施設に設置されております。不備がありましたところにつきましては、きのう現在、泉佐野市の施設では3施設、泉南市はゼロ、阪南市は以前の立ち入り検査で3施設、不備事項があったと聞いております。不備事項の内訳ですけれども、泉佐野市管内では、消防訓練未実施が1施設、消防定期点検報告未報告が1施設、誘導灯一部違反が1施設、防災一部未処理が1施設となっております。

以上です。

議長（辻野隆成君）ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第19号 泉州南消防組合火災予防条例の制定についてを採決いたします。

議案第19号 泉州南消防組合火災予防条例の制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）挙手全員であります。

よって、議案第19号 泉州南消防組合火災予防条例の制定については、原案どおり可決されました。

---

議長（辻野隆成君）次に、日程第26、議案第20号 泉州南消防組合議会の議員及びその他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君）それでは、議案第20号 泉州南消防組合議会の議員及びその他非常勤の職員公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書409ページをお開き願います。

泉州南消防組合議会の議員及びその他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成24年泉州南消防組合同第18号）の一部を次のように改正するといたしまして、第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものでございます。

この条例は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布され、その関係法律である「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正されたことから、本条例第10条の2第2号において法律名称が引用されているため改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものとしております。説明は以上のおりでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（辻野隆成君）これより質疑に入ります。

ご質疑の点ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第20号 泉州南消防組合議会の議員及びその他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

議案第20号 泉州南消防組合議会の議員及びその他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻野隆成君）挙手全員であります。

よって、議案第20号 泉州南消防組合議会の議員及びその他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり可決されました。

---

議長（辻野隆成君）次に、日程第27、議案第21号 平成24年度泉州南消防組一般会計予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君）それでは、議案第21号 平成24年度 泉州南消防組一般会計予算につきまして、別添、泉州南消防組予算書に基づきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、1ページをお開き願います。

本予算につきましては、専決報告第28号でご承認を賜りました平成24年度泉州南消防組一般会計暫定予算額132万3,000円を含めまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ194万8,000円と定めるものでございます。

それではまず、説明の都合上、歳出からご説明申し上げます。

恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開き願います。

2歳出、款議会費、項議会費、目議会費として96万5,000円を計上させていただいております。これは議員報酬及び組合議会運営に係る経費でございます。

次に、款消防費、項消防費、目総務管理費として97万3,000円を計上させていただいております。主なものとして、節報酬で70万5,000円、これは管理者等特別職の報酬でございます。

次に、10ページをお開き願います。

款予備費、項予備費、目予備費、節予備費として1万円を計上しておりますが、これは科目設定でございます。

以上で歳出に関する説明を終わらせていただき、引き続きまして、歳入に移らせていただきます。

恐れ入りますが、7ページにお戻り願います。

1歳入、款分担金及び負担金、項分担金、目市町負担金、節関係市町負担金は194万8,000円でございます。組合を構成する市町の負担金額については、組合規約第16条第2項及び第3項の案分比率から算出いたしますと、泉佐野市にあっては49万5,753円。泉南市は41万9,337円、阪南市は37万1,043円、熊取町は26万3,052円、田尻町は18万8,477円、岬町は21万338円となるものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（辻野隆成君）これより質疑に入ります。

ご質疑の点ございませんか。

岡田君。

（岡田昌司君）ここで質問をして、相当するかどうかわからないんですが、当初、消防広域の設置に当たって、広域に係る初期費用の2分の1が区の財政支援があるというふうに聞いていたんですが、実際ここでいうそういう一般財源の分、これについて国の支援がどのように変わってくるのでしょうか。

議長（辻野隆成君）奥上参事。

参事（奥上文二君）議員様の質問にお答えさせていただきます。

今ご指摘のありました財政支援措置と申しますのは、広域化の初期経費ということで、システムの改修の費用でありますとか、我々の制服のネームを変える費用でありますとか、庁舎の名前を変えるであるとか、車両の名前を変えるというようなものに対して特別交付税措置として半額が後に各市町へ入ってくるというものでございまして、この組合設立後の経費は初期経費ではございませんので、こちらについては財政支援措置はございません。

以上です。

議長（辻野隆成君）岡田君。

（岡田昌司君）ということは、実際この24年度予算とか、次の25年度予算には、全くそういう表記というか、そういうのはないということでしょうか。

議長（辻野隆成君）奥上参事。

参事（奥上文二君）はい、そのとおりでございます。ここでご提案させていただいております24年度の組合予算、25年度の組合予算には初期経費は含まれておりませんので、それに関する財政支援措置はございません。

議長（辻野隆成君）岡田君。

（岡田昌司君）それでは、実際今言われている初期費用の2分の1に相当する金額、それはどこかでそういう報告とかはございますでしょうか。

議長（辻野隆成君）根来理事。

理事（根来芳一君）今、奥上のほうが報告させていただいた件につきましては、初期費用というのはそれぞれの母体、3市3町の市町の予算の中で24年度の予算獲得をして構築して、そのいった経費の2分の1を後の特別交付税で入されると、各々の市町へ入されるということでございます。

議長（辻野隆成君）岡田君。

（岡田昌司君）ということは、恐らく各市町の予算のところに交付税で入ってくるから、具体的な数字というのはわからないということでしょうか。

議長（辻野隆成君）根来理事。

理事（根来芳一君）そのとおりでございます。特別交付税ですので、色がついた形で入られませんので、ちょっと不明な部分がございます。

以上でございます。

議長（辻野隆成君）ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第21号 平成24年度泉州南消防組合一般会計予算についてを採決いたします。

議案第21号 平成24年度泉州南消防組合一般会計予算については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（辻野隆成君）挙手多数であります。

よって、議案第21号 平成24年度泉州南消防組合一般会計予算については、原案どおり可決されました。

---

議長（辻野隆成君）次に、日程第28、議案第22号 平成25年度泉州南消防組合一般会計予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来理事。

理事（根来芳一君）それでは、議案第22号 平成25年度泉州南消防組合一般会計予算につきまして、別添、泉州南消防組合予算及び予算説明書に基づき説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、1ページをお開き願います。

本予算につきましては、泉州南消防組合の初めての予算編成であり、本組合の設立のために設けられた泉州南ブロック消防広域化協議会におきまして、現状の4消防本部それぞれの消防予算の合計を大きく上回ることなく効率的、効果的な消防行政の運営を図り、最大限の住民サービスを確保するという基本的な観点から編成させていただいております。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ31億9,667万2,000円と定めるものでございます。

続きまして、第2条、地方債についてですが、恐れ入りますが、4ページをお開き願います。

第2表をごらんいただきたいと思います。消防施設整備事業費といたしまして、限度額7,880万円といたしております。この起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

申しわけありませんが、1ページにお戻り願います。

第3条、一時借入金につきましては、平成25年度事業として予定しております消防車両の購入及び庁舎の改修工事などの投資的予算の総額である1億2,400万円を最高額とさせていただきます。

それでは、説明の都合上、まず歳出からご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、12ページ、13ページをお開き願います。

3歳出、款議会費、項議会費、目議会費として213万9,000円を計上させていただいております。これは議員報酬及び組合議会運営に係る経費でございます。

次に、同じく12ページから15ページにかけては、款消防費、項消防費、目常備消防費として30億6,107万3,000円を計上させていただいております。この主な事業といたしましては、総務管理事業、職員等福利厚生事業、人件費事業などを上げさせていただいております。

まず、総務管理事業として2,594万6,000円で、節報酬として147万8,000円、これは管理者等特別職の報酬、次に節委託料として996万8,000円、これはネットワーク及び人事給与などのシステム保守委託料、そして節負担金補助及び交付金として623万7,000円、これは消防学校研修派遣負担金などで、次に職員等福利厚生事業として1,027万8,000円で、まず節委託料において723万5,000円、これは職員健康診断委託料及び職員共済会交付金などとなっております。人件費事業として28億1,517万1,000円を計上しております。このほかの事業といたしましては、消防活動事業、救急救助活動事業、予防活動事業、庁舎管理事業、通信設備管理事業、車両管理事業など6事業がございますが、これらについては各消防署ごとに予算を計上いたしております。

続きまして、予算書34ページ、35ページをお開き願います。

款消防費、項消防費、目消防施設費として1億2,950万6,000円を計上させていただいておりますが、このうち平成25年度の投資的事業を含め、重立った事業についてご説明申し上げます。

まず、予算書37ページをお開き願います。

上のほうから大きな枠でくくっておりますけれども、5段目の消防車両購入事業、市場署、これは現泉佐野消防本部の中消防署でございます、5,459万円を計上しておりますが、これはそこに配置しております高規格救急車が、走行距離が30万kmを超え、エンジンの不調を含め老朽化が著しいことから更新するものでございます。同じく上瓦屋出張所、現泉佐野消防本部北出張所ですが、そこに配置しておりますポンプ車がNO<sub>x</sub>PM法により、平成25年10月の有効期限以降の使用ができなくなることから更新するものでございます。

続きまして、その下段、消防車両購入事業、阪南署で846万3,000円を計上させていただいているのは、そこに配置しております水難救助車が同じく老朽化が著しいため更新するものでございます。

次に、下から7段目の消防活動機材整備事業、熊取署で401万3,000円を計上させていただいているのは、そこに配置しております高規格救急車積載の半自動式除細動器を更新するものでございます。

次に、下から3段目、消防庁舎改修事業、泉南署でございますが、これは泉南署砂川出張所、現在の泉南市消防本部東出張所で消防庁舎改修工事費として、庁舎全般の老朽化に伴う改修工

事967万6,000円、そしてその下段の熊取署も同様、庁舎改修工事費として防水工事で742万5,000円、次にその最下段の阪南署も同じく庁舎改修事業として地盤面のアスファルト改修工事を予定しているものでございます。

次に、予算書39ページをお開き願います。

上から3段目、消防デジタル無線整備事業として2,119万円、これは平成24年度に行いました消防救急デジタル無線設備電波伝搬調査及び基本設計に続いて、今年度は実施設計をお願いするものでございます。

次に、同じく款消防費、項消防費、目災害対策費として295万4,000円を計上いたしておりますが、これは原子力防災資機材等管理事業として、泉佐野署及び熊取署で保有する主に原子力防災資機材保守点検委託料に要する経費でございます。

最後に、款予備費、項予備費、目予備費として100万円を計上しておりますが、これは科目設定でございます。

以上で歳出に関する説明を終わらせていただきまして、引き続きまして歳入に移らせていただきます。

恐れ入りますが、8ページ、9ページにお戻り願います。

2歳入、款分担金及び負担金、項負担金、目消防費負担金、節消防費負担金は30億9,811万3,000円でございます。組合を構成する市町の負担金額については、組合規約第16条第2項及び第3項の案分比率から算出いたしますと、泉佐野市にあつては9億397万1,000円、泉南市は6億9,927万8,000円、阪南市は5億6,991万4,000円、熊取町は4億2,197万1,000円、田尻町は2億2,221万円、岬町は2億8,076万9,000円となるものでございます。

次に、款使用料及び手数料、項使用料、目消防使用料、節消防使用料は、行政財産目的外使用料といたしまして165万3,000円の収入を見込んでおり、同じく項手数料、目消防手数料、節消防手数料372万5,000円、これは危険物関係の許可、検査料及び各種証明手数料、また火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、いわゆる保安3法の許認可事務手数料でございます。

次に、款府支出金、項府補助金、目消防費府補助金、節消防費補助金として383万2,000円、これは原子力防災活動資機材維持管理費補助金といたしまして291万3,000円、大阪府地域医療再生基金搬送受入実施基準検証体制構築事業補助金といたしまして91万9,000円を見込んでおります。

款諸収入、項雑入、目雑入、節雑入として1,054万9,000円、これは高速自動車国道救急業務支弁金などがございます。

次に、10ページをお開き願います。

款組合債、項組合債、目組合債、節組合債で7,880万円を計上しております。この内容につきましては、歳出の部でご説明させていただきました消防自動車3台の購入や消防デジタル無線整備などの消防施設整備事業債でございます。

最後に、40ページ以降に給与費明細書、48ページに地方債に関する調書を添付いたしております。内容につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、ご審議の上、よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

議長（辻野隆成君）これより質疑に入ります。

ご質疑の点ございませんか。



大森君。

(大森和夫君) まず、職員数なんですけれども、24年度の4消防署のトータルの数と25年度を比較すると、24年度は365名で25年度は361名ということになるんですかね。それが一つと、あとは例えば中消防署がまだ耐震化工事、これからということなんですけれども、例えばこういうところの予算をつくる場合は、歳入でいうと、例えば泉佐野市の負担分がふえた形で耐震化するのか、そんなことは関係なしにやっていくのか、そういう歳入の考え方、どんなふうに、とにかく費用がかかるね、事業がきた場合、どんなふうに対応していくのか、お答えください。

議長(辻野隆成君) 小西参事。

参事(小西良昭君) 議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、人員の編成、先ほど議員申し上げられましたとおり、24年4月1日現在が365名、25年の4月1日で361名でございます。

あと、耐震化に伴う費用の負担の問題かと思うんですけれども、それにつきましては泉州南の歳入にかかわる部分につきましては、規約の第16条第2項第3項に基づきます負担率というのが決まっておりますので、耐震化に基づく費用につきましても、その負担率によって歳入としていただきまして歳出させていただくということになるものでございます。

以上です。

議長(辻野隆成君) 大森君。

(大森和夫君) 運営方針案を見ても、職員の採用については退職者の補充を基本とすると、減らすということは広域化に対してサービスが低下するのではないかという市民の心配を広域内の住民さんの不安があるので、それはやらないというふうにやっているんやけれども、実質この4名の削減というのは、その方針に反していると思うのでそれが一つと、それから歳入の場合は負担率、分けていくのも当然そうやと思うんですけれども、ずっとおっしゃっている中に、今それぞれ4消防署で組んでいる予算を大幅に超えないということを盛んにそれはおっしゃっていて、そういう縛りがあるようなお話があったので、当然大きなものの耐震化なり、新しい施設をつくるかになれば、それなりの費用が当然枠を超えるということは出てくると思うので、それでももちろん当然そんなことがあっても負担率で案分していくというのは当然だと思うんですけれども、それはそれでいいわけです。大幅に超えないという枠はなくなってしまふということでもいいんですね。

議長(辻野隆成君) 根来理事。

理事(根来芳一君) 大森議員言われたとおり、運営計画を策定する当時は、最低でも退職者が出れば現状維持ということで補充を主に考えておりました。ただ、現時点においては、広域化のメリットを生かすということで、その4名については消防力を落とさない範囲で消防本部の職員で対応ができるということで、可能だという判断に立ちまして、その減はその減のままでいくという方針のもととなりました。それが一点と投資的予算の中で、例として中消防署の耐震工事を行っていくということになれば、当然現状の23年度の予算枠を上回るような形になってくるんやけれどもということなんですけれども、そのとおりでございまして、基本は大きく上回らないという中で、どうしてもかかる経費につきましては計上させていただいて、それをトータルの中で規約に基づいて案分していくというようなことで考えております。

以上でございます。

議長(辻野隆成君) 大森君。

(大森和夫君) 職員のことなんですけれども、ここにそういう運営案の中にはっきり明記して

あるわけですよ。現状はもう変えないと、現状を変えるようなことがあれば、市民サービスに不安が起こると、東日本大震災も経験して、署員の皆さんの活躍はみんな知っていて、条例の数より少ないんですよ、25人ですかね、国の基準からいったらもっと少ないんですよ。ちょっと約束事が守られていないというふうに思うんです。その4消防署の全て1人ずつ減っているということなんですか。どういう形で退職者不補充になっているのか、その一人一人が本当に人数が少なくてもいいというようなことは言えないと思うんですよね。今でも兼職なんかしながら何とか回しておられるという話も国基準の比較のときにもありましたけれども、そういう意味でいったら話が合わないというふうにも思うんですけれども、どうですか。

議長（辻野隆成君）根来理事。

理事（根来芳一君）4名につきましては、泉佐野市分でございます。定年退職者4名の分となっております。この4名につきましても、採用、不採用というような議論に立ちましたけれども、これについては先ほど申し上げましたとおり、住民の安全安心を守る署という署単位の消防力の低下は招かないと、その分につきましては、消防本部の事務職員で何とかやっというところ、そして再任用の職員も3名が出たという中で、本部の職務については、その方々で補っていただくということで結論に達したところでございます。

以上でございます。

議長（辻野隆成君）大森君。

（大森和夫君）泉佐野のことをどうのこうの言えないけれども、ほかの3消防署はそれなりの現状維持を守りながらやってきて、退職者に対しては補充してきてと、泉南の議論なんかでも、財政難で条例より数減らしていますけれども、これ以上、消防に関しては特別扱いで退職者不補充をとらないということですと維持されてきている。それでも不安ですけども、一応そういうことで維持されてきているわけです。やっぱり広域初めの一番最初でそういう努力がなされていないというのは、それはいろいろ説明とかあるかもしれませんが、一般的にいうてなかなか理解されないことだと思うんです。もうちょっとそれは最初か何かにもっときっちり言わへんかったら、広域化がスリム化というのは、結局人件費削減の手段みたいになっているのではないかという心配があるんです。それはなかなか僕は市民の理解は得られないというふうに思いますので、お答えがあれば教えてください。責任者の人に答えてほしいね、管理職か何か、管理者のほうからでも。

議長（辻野隆成君）千代松管理者。

管理者（千代松大耕君）理解していただいているのは共産党さんだけであって、ほとんどの議員さんとか、議論を重ねる中では理解をいただけてまいったというふうに私は思っています。

議長（辻野隆成君）仁部君。

（仁部順行君）今後庁舎等のネームプレートを改修していくわけですが、泉州南消防という形で、車両も変えていくと思うんですが、それはいつぐらいまでに完成するんですか。

議長（辻野隆成君）小西参事。

参事（小西良昭君）議員のご質問にお答えさせていただきます。

建物の名称等、変更の件と車両の名称変更ですが、現在契約のほうを巻いておまして、おおむねこの2月、3月にかけて改修させていただく予定となっております。

以上です。

議長（辻野隆成君）仁部君。

(仁 部 順 行君) 泉佐野市さんは条例で命名権のことがあるんですけども、それは泉佐野管内では、この庁舎を改修したときの南消防署になるんですけども、その命名権には抵触しないんですか。

議長(辻 野 隆 成君) 小西参事。

参事(小 西 良 昭君) 今のご質問にお答えさせていただきます。

まず、今回一部事務組合というものにつきましては、地方自治法上で、地方公共団体の中でも特別地方公共団体ということは、泉佐野市は普通地方公共団体で、一部事務組合につきましては特別地方公共団体という別の組織団体になるものでございます。その関係で、泉佐野市におきまして、ネーミングライツの問題が上がっておりますが、泉州南のほうとしては直接影響を受けることはないということでございます。

以上でございます。

議長(辻 野 隆 成君) 佐古君。

(佐 古 員 規君) 物品購入とか業務委託とかございますけれども、こういうふうに広域になってしまうと、入札制度、これはどのように変わるのかというのを教えていただきたいと思えます。

議長(辻 野 隆 成君) 小西参事。

参事(小 西 良 昭君) 入札につきましては、基本的に契約規則の中で入札に関します規定を設けてございます。当然登録指名業者に関します基準も泉佐野市の規則に準じて作成させていただいております。

その中で、実際に入札するにあたってどのようなやり方やっていくかということで、これ4消防本部の総務課長が集まりまして種々検討させていただいております。その中で、やはりもともとの団体の中で地域に根差した形での地域振興というような形での契約をやっている部分が、例えば車両の車検、また清掃等、それと寝具、そういうような関係の業務につきましては、やはり地域振興ということも踏まえまして、元団体の中で、また元団体の市町との契約担当課との協議で、できるだけもとのやり方でいかせていただけたらというふうに考えてございます。現在その旨、調整を行っておりますのでございます。

以上です。

議長(辻 野 隆 成君) 河部君。

(河 部 優君) ちょっと1点教えてほしいんですけども、消防費のところ、それぞれ各署で会計が分かれていますんですけども、その中の負担金のところ、例えばそれぞれの消防署管轄で泉州救急メディカルコントロール協議会負担金ということで予算計上されているんですけども、これまではそれぞれが各自自治体で消防署分かれていたので、それぞれが協議会の負担していたと思うんですけども、先ほど言われたように、特別地方公共団体ということで、一つの団体になっている関係からでいくと、その協議会の負担金も一つにまとめて上げるというのが従来ではないかなと思うんですが、もう一つ言うと、かたまってスリム化していくことであれば、その負担金も若干ちょっと少なくしてもらおうというんですか、そういう考えも当初なかったのかどうか、教えていただきたいと思えます。

議長(辻 野 隆 成君) 小西参事。

参事(小 西 良 昭君) 議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、メディカルコントロール協議会につきましては、その費用案分の仕方なんですけれども、これは今のところ、組合になる前、当然本部ごとに負担率というのが決まっております。

例えば事後検証、また活動指導等、そういう部分については各市町の人口、また救急の出動比率等に応じて案分と、そしてまた講習に関します救急関係講習につきましては均等に案分するとか、その負担率の考え方がばらついておると。その中で5年に1回見直しを行うという中で、来年度当然泉州南が一つになりましたので、来年度についてはその費用案分のあり方自体をもう一度このメディカルコントロール協議会の中で検討するというような運びになってございます。

本年度につきましては、そういう案分率の考え方というのは整理できていないというような内容のことから、各本部ごとで負担率に応じた負担金を積ませていただいたところでございます。

来年度はメディカルコントロール協議会の中で新たな負担の仕方というのを検討して、当然泉州南としてはその分、安くなるのではないかなというふうな考えもあるところでございます。

以上です。

議長（辻野隆成君）南君。

（南良徳君）1点だけお聞きをいたします。39ページに消防デジタル無線整備事業の委託料として、いわゆる本年度25年度は実施設計が入っているんですけども、これ将来的な、いわゆる本部としての指令室的に大阪府警にあるような各消防署とつなぐようなものをお考えで今回からこれを考えられているのか、この以前にはまだ現在の通信設備の管理というのは現在の消防署の部分も当然管理事業として上がっていますけれども、これとの関連とか、先ほど申し上げたように、この本部で全ての各消防署とのそういった指令についての向かっての事業なのか、その辺もう少し説明を願いたいんですけども。

議長（辻野隆成君）根来理事。

理事（根来芳一君）南議員ご指摘のとおりでございます。消防救急無線のデジタル化は期限がございまして、28年の5月エンドをもって、今のアナログが使えなくなるということが過去から言われておまして、そしてそれに向けて検討しておったわけなんですけれども、広域化ということが上がってきましたので、それも一緒にあわせて28年度にこの本部に4つある消防の指令システムの一つにして消防指令センターとすると、その時期にあわせてこのデジタル無線もエンドが28年になります。24年度で電波伝搬調査、それから来年度で実施設計、それで26年度、27年度でいわゆる機器の交換とか工事に入るということで、時期を合わせた形で整備を進めております。

以上でございます。

議長（辻野隆成君）白間君。

（白間泰男君）今、南議員の質問とちょっと関連するんですけども、実は先ほどお話がございましたように、半径2キロで5分以内に医療、それから8分で消防というお話がございました。実は今、泉佐野消防本部に一本化するとなれば、大阪市のほうでタブレット端末を利用したああいふ救急医療の時間短縮を図っている事例がございまして。そしてまた県としては大分県、そういうことで実際に時間短縮を実績として上げたことがございます。その辺についてのお考えはどのように考えておられますか、お聞きしたいと思います。

議長（辻野隆成君）小西参事。

参事（小西良昭君）今、議員のご質問のありましたタブレット型の件ですが、これは大阪府からの全面補助金で行うということになってございます。本年度予算の中にも計上させていただいているところでございます。また、タブレット型になるのか、また今はやりのスマート

ホン型になるのかというところにつきましては、各救急隊が現在検討させていただいておると。今年度導入するというので予算の計上はさせていただいております。

以上です。

議長（辻野隆成君）ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻野隆成君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

大森君。

（大森和夫君）反対で討論いたします。

その理由は人員の削減の問題です。人員が減ったということ、泉州南ブロック広域消防運営計画にもありますように、配置人員については広域化により現有的消防力が減少され、住民サービスの低下を招くことは住民の理解を得られないものであるという泉州ブロック消防広域化協議会での検討結果から示されたもので、広域化時点では現有的消防力を維持することを原則とするというふうに書かれています。

また、採用についても当分の間は職員の採用は退職者の補充を基本とするということで、24年度の4消防署の実員の数を広域化しても、その数を維持するというのはやっぱり当然やらなければならないことだと思います。もしできない場合であれば、やっぱりもう少しその部分をどのように補うか、幾つか説明がありましたけれども、やっぱり管理者が責任を持って説明すべきだというふうに思います。それを気に入らんからということで、共産党以外の者は理解できているというような説明の仕方は、どうもやっぱり説明としては不十分だというふうに思います。その点について反対いたします。

あとは早く出張所の耐震化とか含めて、やっぱり東日本大震災とか大きな災害があつて、これからそういう心配もありますので、広域化の充実、まず第一には、やっぱり職員の数をできるだけこの条例でも決めている定足数に近づくように、そういう努力も施設の充実とともに取り組んでいただきたいと、そういう希望を述べておきますけれども、本予算については反対いたします。

議長（辻野隆成君）ほかに。田島君。

（田島乾正君）そもそもこの広域化事業というのは、やはりこれから起こる大震災、いろんなこと等々の災害に向けて、単独ではどうしても対応できないという趣旨から3市3町が今回この組合議会を発足したと思うんです。しかし、先ほど22号の予算面でいろいろ議論があつたと思うんですけれども、しかし質問と答弁とがかみ合わないのは当然のことであつて、討論で申し述べたりということで、私はやはりこの広域化というのは、ぜひとも成功すべき事業だと思うんです。なぜかということ、やはり関空も抱えている、そして大阪湾に面したこの市町村があると、単独では当然対応できないということで、やはり指令が一本化して、そしてこの災害に向けたいろんな英知を絞ってこれからいかにいかんと思うんです。ただ、職員数の問題等については、やはり効率化を図っていただいて、そして今後、汗をかいていただいて、そして少ない投資で大きなものを得るという考え方でいけば、やはり我々この財政厳しい自治体もある程度は潤うのではないかとということで、私はきょうの議論はよかつたと思います。ということで、この件については賛成者として討論します。

議長（辻野隆成君）ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(辻野隆成君) ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第22号 平成25年度泉州南消防組合一般会計予算についてを採決いたします。

議案第22号 平成25年度泉州南消防組合一般会計予算については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(辻野隆成君) 挙手多数であります。

よって、議案第22号 平成25年度泉州南消防組合一般会計予算については、原案どおり可決されました。

以上で本臨時会の全日程が終了いたしました。

ただいまをもって平成25年泉州南消防組合議会第1回臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉会(午後2時28分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 辻 野 隆 成

7 番 議 員 東 小 夜 子

1 3 番 議 員、 見 本 栄 次